

平成 30 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 14 日

江南市議会厚生文教委員会会議録

平成30年9月14日〔金曜日〕午前9時00分開議

本日の会議に付した案件

議案第53号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第55号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第56号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第60号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正のうち

市民文化会館等指定管理料

議案第62号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

- 議案第65号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成29年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成29年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 請願第20号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書
-

出席委員（7名）

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 尾 関 昭 君 | 副委員長 | 中 野 裕 二 君 |
| 委員 | 森 ケイ子 君 | 委員 | 福 田 三千男 君 |
| 委員 | 河 合 正 猛 君 | 委員 | 鈴 木 貢 君 |
| 委員 | 古 池 勝 英 君 | | |

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

- 議長 牧 野 圭 佑 君
-

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 事務局長 | 松 本 朋 彦 君 | 議事課長 | 石 黒 稔 通 君 |
| 主任 | 徳 永 真 明 君 | | |
-

説明のため出席した者の職、氏名

- | | |
|---------|-----------|
| 市長 | 澤 田 和 延 君 |
| 教育長 | 村 良 弘 君 |
| 健康福祉部長 | 栗 本 浩 一 君 |
| 教育部長 | 菱 田 幹 生 君 |
| こども未来部長 | 郷 原 実智雄 君 |

高齢者生きがい課長	倉 知 江理子 君
高齢者生きがい課主幹	酒 井 博 久 君
高齢者生きがい課副主幹	栗 本 真由美 君
高齢者生きがい課主査	葛 谷 美智子 君
高齢者生きがい課主査	伊 藤 貴 弘 君

福祉課長兼基幹相談支援センター長	平 松 幸 夫 君
福祉課主幹	大 矢 幸 弘 君
わかくさ園園長	川 上 敦 子 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	土 谷 武 史 君
福祉課主査	間 宮 健 次 君

健康づくり課長兼保健センター所長	平 野 勝 庸 君
健康づくり課主幹	中 山 英 樹 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課主査	加 藤 あかね 君
健康づくり課主査	脇 田 亜由美 君

保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	相 京 政 樹 君
保険年金課副主幹	藤 田 明 恵 君
保険年金課主査	長 崎 紘 樹 君
保険年金課主査	伊 藤 俊 治 君
保険年金課主査	掛 布 絵 理 君

教育課長	稲 田 剛 君
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	
	中 村 雄 一 君

教育課管理指導主事	伊藤勝治君
教育課主幹	仙田隆志君
教育課主査	千田美佳君
教育課主査	佐久間秀和君
教育課主査	都築尚樹君

生涯学習課長兼少年センター所長	可児孝之君
生涯学習課主査	岩田麻里君
生涯学習課主査	安藤裕美君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

	伊藤健司君
スポーツ推進課副主幹	宇佐見裕二君

こども政策課長	鵜飼篤市君
こども政策課主幹	平野優子君
子育て支援センター所長	栗木益子君
こども政策課副主幹	長谷川崇君
こども政策課副主幹	石田哲也君
こども政策課主査	田中なおみ君

保育課長兼指導保育士	大島里美君
保育課主幹	向井由美子君
保育課主査	横井貴司君

○委員長 おはようございます。

定刻より 1 分ほど早いですが、皆様おそろいですので、進めさせていただきますと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

皆様、朝早くからありがとうございます。酷暑が終わりというか、日中はまだ暑いんですけども、秋雨もしっかり続いております。皆様方、体調に十分御留意され、残りの議会、委員会のほうを進めていけたらなと思っております。長丁場になると思いますが、なりませんかね、円滑な議事運営、委員会運営に努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

また、まだ期間中ですので、クールビズとして進めさせていただきますと思います。上着のほうは適宜脱着をお願いいたしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

まず当局から挨拶をお願いしたいと思います。お願いします。

○市長 おはようございます。

去る 8 月 30 日に 9 月定例会が開会をされまして以来、連日慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で大変重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 53 号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを初め 13 議案と請願第 20 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に御発言いただきますよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに御出席いただき、その間は退席していただいて結構でございます。

審査に移ります。

議案第53号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第53号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、審査方法ですが、3つの部が関係する議案となっておりますので、各部ごとに審査をしたいと思いますが、審査方法について何か御意見はございますでしょうか。

○森委員 どれがどこの部でどうなのかよくわからないので、一括して一緒にやっていただけるとありがたいと思います。

○健康福祉部長 今の件ですけれども、冒頭の説明のときに各担当課長が新旧対照表で番号を申し上げながら一旦は一流れ説明をさせていただくということで、どこの項番がどこの課が担当するかというような形の中で御判断い

ただければと思う点と、ほかにもこども未来部と教育部がございますが、前列に全ての部課長が並ぶことができないという中で、部単位で分けさせてもらった次第でございますので、その上でこの議案全て一括でというお話であれば、また席のほうも考えて進行のほうを進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 では、各部ごとで審査を進めさせていただければ当局さんもうまく回ると思いますので、御協力いただきたいと思っております。

では、最初に健康福祉部について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第53号について御説明申し上げますので、議案書のほうの12ページのほうをお願いいたします。

平成30年議案第53号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

その条例（案）につきましては、13ページから14ページにかけてでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、私からは健康福祉部の改正内容のうち福祉課所管の項目について説明をさせていただきますので、20ページの旧の表のほうをお願いいたします。

中段の別表第2の旧の3番の事務は、特別障害者手当等の支給に関する事務について規定するもので、地方税関係情報を削るものでございます。

恐れ入りますが、少し戻っていただきまして、16ページの新の表のほうを

お願いいたします。

上段の11の2の2番の事務は、成年後見審判の請求に係る支援に関する事務について規定するもので、老人福祉法の法律番号を付して整理するものでございます。

下段の14番の事務は、在宅重度障害者手当の支給に関する事務について規定するもので、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または法定外生活保護関係情報を加えるものでございます。

17ページのほうをお願いいたします。

中段の15番の事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護制度に準じて行われる措置に関する事務について規定するもので、14番の事務に関する改正に伴い、字句の整理を行うものでございます。

18ページのほうをお願いいたします。

中段下の41の2の2番の事務は、障害児福祉手当等の支給に関する事務について規定するもので、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、老人福祉法による福祉の措置に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または法定外生活保護関係情報を加えるものでございます。

恐れ入りますが、14ページのほうにお戻りください。

附則でございます。施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものでございます。

福祉課所管分の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 　　では、続きまして高齢者生きがい課所管の項目につきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、18ページをお願いいたします。

新旧対照表の新しい表でございます。

中段の40の3番の事務は、老人福祉法による福祉の措置に関する事務について規定するもので、字句の整理を行うものでございます。

次に、最下段の43番の事務は、介護保険法による保険料の徴収等に関する事務について規定するもので、特定個人情報に身体障害者福祉法による障害福祉サービスもしくは障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報と障害者自立支援給付関係情報を加えるものでございます。

以上で高齢者生きがい課所管の項目の説明を終わらせていただきます。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　続きます、健康づくり課所管の項目につきまして、新旧対照表の旧の表のほうで説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、22ページの下段をお願いいたします。

32番の事務でございますが、予防接種法による給付の支給または実費の徴収に関する事務について規定するもので、障害者関係情報を削るものでございます。

健康づくり課の所管の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　　よくわかんないんですよ。だから、例えば21ページで、在宅の重度障害者に対する在宅重度障害者手当の支給に関する事務ということの中で、障害者関係情報、地方税関係情報、これは抜くんですね、削るんですね。それから、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の関係でいくと、この右側の部分、医療関係各法などの共済関係だとか、そういうものについてカットしちゃうんですね。

これが一つ一つあるんですけど、例えば在宅の重度障害者に対する特別障害者手当、要するにその手当の関係でいくと、これで地方税関係情報をカットするということなんですけど、これはみんなそれぞれ必要な情報なんじゃないのかなあと思ったもんですから、ちょっとこの一つ一つ、よくわからない。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　例えば14番の事務でいいますと、旧の表のほうは障害者関係情報と地方税関係情報またはというのに線が引いてあります。こちらのほうが、新のほうの表でいきますと、16ページになりますが、医療保険各法云々というのがずうっとありまして、下線の下のように

障害者関係情報とか、17ページの最後のところにかけて線が引いてあるんですけども、こちらのほうは、線は引いてありますけど、情報としてはそのまま残っていきまして、それに、15番のほうに、旧の表でいきますと医療保険各法で括弧で全部ずらっと書いてある情報があるんですけども、そちらのほうは14番の事務に移行すると。より細かくなりましたと。15番の事務は、それに従って、以下、医療保険給付関係情報というというふうに14番の事務で示しておりますので、そちらのほうで省略がされておるといったような状況でございます。

○森委員　　そうすると、基本的には、いろいろ整理はされたけど、余り変わってはいないと。よくわからないんですけど、今の説明でいくと、基本的には変わっていないということでもいいんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　基本的には変わっていません。新しい事務とかそういったわけではなくて、新たな情報をいろいろ取り入れるには条文の整理が必要になってきましたので、それに合わせて省略されるような文言とかそういったものが規定されるという形になっています。

○森委員　　わかりました。あとみんな、以下同文で。

○委員長　　ほか質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長　　続きまして、教育課所管の項目について説明をさせていただきます。

提案理由等は同じでございますので、省略をさせていただきたいと思えます。

議案書の18ページをお願いいたします。

同じく別表第2、第4条の関係でございます。

上段、37番の項の事務でございます。学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務について規定するもので、22ページの旧の内容からは住民票記載情報を削るものでございます。

以上で教育課所管の項目の説明を終わらせていただきます。よろしくお願
いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてこども未来部について審
査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士 続きまして、議案第53号の改正内容のうち保育課
所管の項目につきまして、新旧対照表で説明させていただきますので、議案
書の19ページをお願いいたします。

別表第2、第4条関係の新しい表中46番、子ども・子育て支援法による子ど
ものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に
関する事務について規定するもので、特別児童扶養手当関係情報を加えるも
のでございます。

補足して説明することはございません。御審議のほどをよろしくお願いい
たします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし
ます。

暫時休憩いたします。

午前9時19分 休 憩

午前9時19分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第55号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第55号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第55号について説明をさせていただきますので、議案書の28ページをお願いいたします。

平成30年議案第55号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、江南市中央コミュニティ・センター内にある講習室を更生保護サポートセンターとして使用するため、改正する必要があるからでございます。

29ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明をさせていただきますので、30ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

31ページをお願いいたします。

旧の表、利用料金を規定する第8条関係の別表中、講習室を更生保護サポートセンターとして使用することに伴いまして利用料金を徴収しなくなりますことから、30ページの新の表の区分から講習室を削除するものでございます。

恐れ入りますが、29ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。施行期日を定めたもので、この条例は平成30年12月1日から施行するものでございます。

以上で議案第55号についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　講習室を、今、更生保護サポートセンターにすることだったんですけど、あの講習室の中には、ボランティアのいろいろな資材と申しますか、そういうものもいっぱい置いてあって、ボランティアセンターというのはどういうふうになっていくんでしょうかね。

○高齢者生きがい課長　6月議会におきまして、昨年閉鎖をいたしましたグリルウオセンの空き部屋の改修費用の補正予算をお認めいただき、現在工事を進めている状況でございます。この工事が今月末には完了する予定でございます。そちらの部屋の改修工事が終わりましたら、2階で活動しておりますボランティアセンターをこちらの修繕した後の部屋のほうへ移動すると。2階の講習室があきましたら、更生保護サポートセンターの整備をしていくといった予定でございます。

○森委員　そのボランティアセンターですけど、いわゆるカウンターがあったあの辺を事務室的なものにして、こちら側にソファがあって、要するに食事をする場所があったわけですけど、あそこの活用で、いわゆるサロンのようにしていくというような話があったと思うんですけど、実際に今どんなふうに進んでいるんですか。

○高齢者生きがい課長　改修工事の内容といたしましては、まずカウンター等を撤去しまして、部屋をきれいな状態に直すというところで補正を組ませていただきました。ですので、カウンターが撤去され、あとソファ等につきましても、社協のほうの御判断で全て撤去し、新しいものを備えるという予定でただいま準備をしているというふうに伺っております。

○森委員　そうすると、その備品だとかは、逆に言うと社協の費用でやるんですか。

○高齢者生きがい課長　はい、社協の費用で対応していただくということに

なっております。

○森委員　　そうすると、今までは社協のほうが管理をしていたところにはあの食堂の部分は入っていなかったわけですが、今度はその部分も含めて全面的に社協が管理をするということで、その利用についても社協に任せていくということになるんですかね。

○高齢者生きがい課長　　ただいまお話しいただいたとおり、現在の指定管理の仕様の中では、グリルウオセンの床面積については対象外となっておりますが、今回、魚仙の空き部屋をボランティアセンターとして利用するに当たりまして、協定書の変更を現在対応しているところでございます。

そちらの協定書の変更、仕様書変更に関しましては、委員協議会の折の精算の中でお話しさせていただくという予定で準備をしておるという状況でございます。

○森委員　　わかりました。じゃあ、そのときにまた。

○委員長　　ほかに質疑ありませんか。

○鈴木委員　　今、センターを直すということではということはよくわかったんですが、この表の利用時間、これは前もあったかもしれませんが、利用時間の範囲ということで、これは午後7時までという時間は料金は取らないというふうになっておるんですけれども、その付近のこれは何か、例えて言うなら7時半、8時半に使われると、そういう場合についてのきちんと規定というような、それは特段ないということではよろしいんでしょうかね、ちょっと確認の意味で。

○高齢者生きがい課長　　現在、時間につきましては、午前9時から午前11時までの2時間以降、それから最後の午後7時までということで5つの区分の実施となりますので、同様になります。

○鈴木委員　　見落として済みません。

関連してちょっと聞くんですけど、こうやって全然取らないということで、残すという、言うならこの使用料を取らないということ、言うならそれは何か今後の含みがあるんでしょうかね。要するに、今こうやって取らない規定というか、そういうふうなことなんですけど、こういった料金表を残すということについては。

○高齢者生きがい課長 講習室以外の会議室等に関しましては、今後も利用料金を徴収するというようになっております。この徴収する区分の中から講習室を除かせていただくということが今回の内容となります。

○鈴木委員 わかりました。

ちょっと私がとり違いをしていましたけど、ということは、こののこのところで、使わない場合はこういった別途の使用のことについてはあり得るということではないですかね。

この部屋しか、ほかにもいろんな部屋がまだあると思うんですが、それはこの規定に基づいて料金が徴収されていくとは思いますが、この講習室のところについては、あいているときには使えるかどうかということですね。

○高齢者生きがい課長 更生保護サポートセンターとして利用していただくということでございますので、ほかの使用はないということで考えております。

○鈴木委員 わかりました、ありがとう。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 32 分 休 憩

午前 9 時 32 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部

改正について

○委員長 続いて、議案第56号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第56号につきまして御説明申し上げますので、議案書の32ページをお願いいたします。

平成30年議案第56号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、所得税法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

33ページをお願いいたします。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、34ページをお願いいたします。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。

第2条第2項は、受給資格者の適用除外とその例外について定めたもので、改正の内容といたしましては、所得税法の一部改正により、同法に定める用語の定義が変更されたことに伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、33ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は平成31年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　　ちょっとよくわからんんだけど、旧のほうは控除対象配偶者ですよね。今度新しく、新は同一生計配偶者だもんで、具体的にどういう例があるの。

多分これ、旧は1人だけかなあ、働いている方が。これ、新のほうだと同一生計だから、働いている方がみんな対象になるということですか。具体的にこれはどういう状況になるの。

○保険年金課長　　文言の変更でございまして、平成31年度からは、控除対象配偶者というのは、同一生計配偶者のうち合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいうということになりますので、母子・父子家庭医療費の対象といたしますのに当たりましては、その合計所得金額1,000万円以下という縛りは必要ございませんことから、控除対象配偶者がそのまま同一生計配偶者になるものでございます。

○河合委員　　ちょっとよくわからんわ、ここ。

○委員長　　暫時休憩します。

午前9時36分　　休　憩

午前9時42分　　開　議

○委員長　　では、休憩前に引き続き会議を行います。

○保険年金課長　　所得税の控除対象配偶者がそのまま同一生計配偶者と置きかわるものでございます。内容としては相違ございません。

○委員長　　ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分　　休　憩

午前9時42分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保育課長兼指導保育士 それでは、議案書の35ページ、議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

36ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、38ページに江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 最初に、この家庭的保育事業者等とは何を指すのか。

- 保育課長兼指導保育士 地域型保育事業の認可の業種の種類でございます。小規模保育事業と家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を指しています。

- 森委員 それで、16条のところ、本会議でも問題になっていたんですけど、41ページですかね、食事、給食の関係ですけれども、要するに10年間の経過措置もあって、十分にここで配慮してやらなければいけないんだけど

も、16条、けれども何かやらなくてもいいよと、10年間の経過措置があるよということですね。

附則のところでは16条に対する附則があって、10年間ですかね、42ページに、前項の規定にかかわらずということ、10年を経過するまでの間はいいですよというようなことが書いてあるんですけども、家庭的保育事業って家庭内でしょう。家庭内で保育するわけなので、実際にこんなこと、こんなことというのは、要するにそういう保育園だとか認定こども園などの調理業務、そこから給食を配食してもらってなんていうようなことは、現実の問題としては難しいというか、ないんじゃないか。実際には家庭で調理して食べさせて、そのときにこういうことに配慮しなさいということになるんじゃないのかなあと思うんですけど、逆に言えば、家庭内での居宅で保育をやろうとする場合にも、逆にこんな厳しいことが要請されることになるんですかね。

- 保育課長兼指導保育士 実際のところ、森委員言われるように、これに参入しているところは難しいということで、認可してもらって、それで調理するという。それなので、まず他市町というかやっているところは、お弁当を持参していただいているという形をとって行っているということです。
- 森委員 いわゆる事業所内保育だとかそういうことになってくると、こういうことが適用されるのかもしれないけれども、家庭でということになると、何か逆に言うと厳しいなあということで、アレルギーだとかそういうことについては十分に当然配慮してやらなきゃいけないんだけど、逆にどうなのかなあというちょっと疑問を持ったもんですから。

それで、実際にはない、ただし江南市内ではこういう施設はないと、現状は。

- 保育課長兼指導保育士 はい、ございません。
- 森委員 実際にやろうとする場合に、本当はこういうところが出てきてほしいんですけど、やろうとする場合はどんな手続等、資格というかそういうものが必要になってくるんですか。
- 保育課長兼指導保育士 この条例の中にある家庭的保育事業というものは、ゼロから2歳で、3人に対して1人の大人ですけども、そこが保育士ではなく、保育士もですけども、家庭的保育補助者という者で、5人までの人

数でしたら保育士プラス家庭的保育補助者という者を置かなければならないということになっております。

○森委員　あと、家庭であれするわけだから、家の面積というか、広さというか、そういうものの条件ってあるの。

○保育課長兼指導保育士　1人あたり面積3.3平方メートルと規定があります。こちらは江南市の保育園と同じです。

○森委員　保育士の資格がなくてもやれるんですよね。今の補助、1人は保育士の資格が必要なんですか。

○保育課長兼指導保育士　そうとはいいますが、市町村が行う研修を修了した者ではないといけません。

○森委員　わかりました。

ぜひこういう人がちゃんと手を挙げていただけるとありがたいんですけど、もう一点、今、若干ずれるかもしれないんですけど、江南の駅前に預かり保育といいますか、駅前保育というのか、そういうものができるということを、ちらっと情報が入ったんですけども、これは江南市とは直接関係なく進んでいっているんですか。江南市のほうへの届け出というのはあるんですか。

○保育課長兼指導保育士　昨今、新聞でも掲載されております江南駅に開設予定の保育施設におきましては、名古屋鉄道が沿線開発の一環として再開発している施設でございます、以前に名古屋鉄道の方から御相談いただきました内容を申し上げますと、内閣府が助成しております企業主導型保育事業により開設を検討されているものと考えます。

この企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡充を支援するために、企業が従業員の子供の預かり先として設置する認可外保育所でございます。整備費や運営費は、内閣府が委託しております公益財団法人児童育成協会から認可施設並みの助成が受けられるものでございます。

○森委員　認可外ということですから、直接江南市等がその保育内容だとか、あるいは何人ぐらいの人たちが預けているだとか、そういうようなことについては全くタッチしない、できないんですかね。

- 保育課長兼指導保育士 県への届け出だけで大丈夫ということです。
- 森委員 こちらで小規模保育事業だとか、事業所内保育事業だとか、こういうところについては、今ここに書いてあるように、かなり厳密に法律なり条例で基準をきちんと決めて、安心してその子供たちを預けることができるようにということをやっているわけですけど、こういうようなルートで、企業主導型というんですかね、そういうことで進んでいってしまうと、どういう状況のもとで保育されているのか、どういう子たちがどのぐらい行っているのかとか、江南市は全く知らないでいってしまうというのは余り好ましいことではないと思うので、ぜひ何かうまく連携をとってもらって、情報交換といいますか、そういうことができるようにしてほしいと思うんですけど、どうですか。
- 保育課長兼指導保育士 この企業主導型保育事業の名古屋鉄道が行うものにおきましては、地域枠、地域の保育を必要とする子供の設定は任意であるものの、総定員の50%以内の基準がございますことから、江南市に在住の低年齢児の受け入れ拡大につながるものと期待しているところでございます。そして、そこで入ったお子さんの巡回もしますし、県の指導・監査にも立ち入らせていただきます。
- 委員長 ほかよかったですか。
- 福田委員 今の家庭的保育事業というのは、森さんもおっしゃっていたけど、こういうのが出てくるといいなあという、江南市にはまだない。近隣市町でこの家庭的保育事業所をやっているところはあるんですか。
- 保育課長兼指導保育士 本当のこの近隣ではございませんが、名古屋市と高浜市と長久手市のみでございます。
- 福田委員 それで、先ほど森さんの質問に対して、家庭的保育事業等の等と言ったら、小規模と、もう一つ何だったっけ。
- 保育課長兼指導保育士 居宅訪問型保育事業と事業所内保育事業です。
- 福田委員 それも江南市にはないということですか。
- 保育課長兼指導保育士 はい、ございません。
- 福田委員 わかりました。
- 河合委員 一言確認ですけど、江南駅前の名古屋鉄道がやるという、今、

課長さんは50%以下と言われたかね。

〔「以内」と呼ぶ者あり〕

- 河合委員　　以内受け入れると。ということは、10%でもいいということだね。極端なことを言うと、そういうことだね。
- 保育課長兼指導保育士　　はい。名古屋鉄道のほうの受け入れのお子さんと、そしてその余剰のお子さんということで地域の枠ということですので、10%でも大丈夫です。
- 中野委員　　そうすると、その低年齢児の枠がどれぐらい広がるという期待があるんですかね。人数的にどれぐらいの、さっきの3.3平米という。
- 保育課長兼指導保育士　　まだ状況は全くわからないんですけども、事業所内保育事業も定員が19名以下ですので、まだちょっと人数まではわかりませんが、その中の50%以内ですので、あくまでも企業の方のお子さんが優先ということになります。
- 森委員　　その企業主導の企業という場合、名古屋鉄道の職員の子供ということですか。そうじゃないの。
- 保育課長兼指導保育士　　ほかの事業所とも契約されています。関連企業となります。

そこと契約していれば、どこでもということですよ。済みません、訂正します。

- 委員長　　ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分　　休　憩

午前10時00分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士 それでは、議案書の44ページ、議案第58号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

45ページをお願いいたします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、46ページに江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定について

- 委員長 続いて、議案第60号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第60号につきまして御説明申し上げますので、議案書の69ページをお願いいたします。

平成30年議案第60号 江南市民文化会館に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、江南市民文化会館に係る指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、70ページから78ページに協定書の案、79ページから88ページに指定管理者業務仕様書（案）を添付させていただきましたので、御参照賜りたいと存じます。

以上で議案第60号についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 福田委員 指定管理で、すいとぴあの場合は大成1者ですけれども、文化会館の場合はJTBと昭和建物管理、ピーアンドピーの3者が指定管理の中

に入っているんですけど、この指定管理料の3億7,500万何ぼか、その割合というのは決められておるんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 割合のほうは、こちらのほうでは把握しておりません。

○福田委員 それは、例えばこのJTBというのが代表格と考えて、そこがそれぞれのあとの2者に対して管理しながら振り分けるということととっていいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 そのとおりでございます。

○福田委員 これは、今まで文化会館の指定管理は、ずうっとこれは同じメンバーといいますか、指定管理をしてくれるところはこの3者でやってきているわけですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 はい、そのとおりでございます。

○福田委員 JTBというのが親会社で、あとの昭和建物管理、ピーアンドピーというのは、その子会社という形で受け取っていいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 子会社ということではなくて、共同体ということをお願いをしておりますので、子会社ではございません。

○福田委員 それにもかかわらず、JTBに全部管理料というのを任せちゃっていいものかどうか、ちょっと疑問ですけれども。

○生涯学習課長兼少年センター所長 管理につきましては、それぞれ、代表はJTBでございますが、昭和建物管理は施設担当、ピーアンドピーにつきましては舞台担当ということで、担当として振り分けがされておりますので、問題ないと考えております。

○福田委員 わかりました。

今の件とはちょっと違った質問ですけれども、文化会館友の会というのがあるんですけれども、この友の会の会員数の推移を教えてくださいませんか。15年ぐらい前かな。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時07分 休 憩

午前10時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議をいたします。

今の質問に対する答えはいただきたいなど。

○生涯学習課長兼少年センター所長 後ほど答弁させていただきます。

○森委員 1つは、管理料が約2,141万円ですかね、6%ほどアップしているんですが、この理由は何でしょうか。

それともう一点、修繕料も30万円上がっていますが、ちょっとその点をお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 指定管理料につきましては、消費税のほうを加味いたしておりますので、8%から10%増ということで、換算しますとほぼ同額となっております。

修繕料につきましては、第4期から今まで指定管理者の担当する修繕を100万円以下のものから130万円以下ということで変更しておりますので、それに伴う増額と考えております。

○森委員 あと、これから今回大きく変わるのは、レストランがこの指定管理の中に入ってくるということで、64ページにレストランに関する、これは仕様書ですね、内容が入っているんですけども、現在レストランを運営してくれているところも実際には大成の関連のところということですけど、そこがそのまま入るのか、新たに募集して別なところが入ってくるのか、その辺のところは何かちょっと一般質問か何かでもあったようですけど、もう一度お願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 大成ではございませんで、今、第3期につきましては、JTBのほうで目的外使用の許可をいたしましてレストランのほうを営業していただいております。

現在確認したところでは、JTBのほうで営業されるということで確認をしております、今のところは。

○森委員 そうすると、備品なんかについては、86ページのところで、改装費は指定管理者が負担するとか、備品購入費も購入するというふうにあるわけですけども、実際には今のまま現在あるものが使われていくということでいいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 現在確認したところでは、レストランスペース内の座席数をふやすということで、机と椅子がふえるとは思われま

すが、現在のところ、備品をどのように購入していくかということは、まだ確認はしておりません。

○森委員　それで、今まではJTBの関連で入っていたけれども、それは独立採算だったと思うんです。今度は指定管理の中に入ってくるわけですので、そのレストラン収入というのは、収入も、それから赤字が出れば赤字が出た分も指定管理の枠の中でやるということになると思うんですけれども、その辺のところはこの指定管理料の中では加味されているんですか、いないんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　レストラン部分につきましては、指定管理料に含まれております。

○森委員　含まれて、この管理料が決められているということですよね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　はい、そのとおりでございます。

○森委員　もう一点、82ページのところで、定期清掃が今までは月1回というふうになっていたと思うんですけれども、今回、定期清掃を年2回というふうになっています。これはどういうことでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらのほうにつきましては、細目協議の段階で、指定管理者のほうから、かなりもう施設も老朽化して汚くなってきましたので、定期清掃のほうを2回にしたいということがありましたので、2回のほうにさせていただきました。

○森委員　逆じゃないかと思うんですけど。年2回というふうになっていないですか。82ページ、定期清掃が年2回となっています。今の説明は、今までよりも量をふやしましたという話でしょう。今までは月1回じゃないんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　済みません、確認いたしまして答弁させていただきます。

○森委員　はい。私が見間違えていれば、また別ですけど。

じゃあ、後で。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

○鈴木委員　今の森委員さんのことに関連するかもしれませんが、2点ほど。

1点は、まずさっき言ったレストランですね、これについては今されているいわゆる指定管理者のもとで運営していくということを聞きました。この中にあるのが、時間とかメニューについて、午後4時までとなっていますけど、これは随時変えていくという話ですけれども、その時間的なことを含めて、それからメニューは教育委員会と協議するということですが、この付近のところ、例えば4時以降は、もしこれでいくと4時以降はその場所は使えなくなるというか閉鎖しちゃうという格好になるんですかね、そのエリアは。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今のところは4時で閉鎖する予定でございます。

○鈴木委員　そうですか。

正直に言って、夜間、普通、昼間に使われる場合もあるんですけども、やっぱり夜、やっぱり8時なり9時まで使われますので、そのスペース的な問題の利用も含めて、自販機を置くのか、有人・無人対応も含めて、ちょっとその付近のところをしてもらいたいような気がするんですけど、その付近はどのようにお考えですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　まだ具体的な営業手法については確認はとれておりませんが、営業していく中でまたモニタリング等でふぐあいがございましたら改善していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員　そういったことは、実質いつぐらいからそういうようなことを立ち上げというか、今、現時点では従来型のレストランをやっておるんですよね、そのまま。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今は通常どおり営業していますが、4月1日からはもうレストランという形でやっていきますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員　わかりました。

メニューに関しては、どの程度の、できることも含めて、特に今言ったように夕刻以降の対応も考えられるような、やっぱりそういうことも少し加味してもらえようにひとつ御協議のほうをしてもらいたいと思います。

2点目ですが、ここに通信で、ちょっとこれも今一度聞きたいんですけど、今Wi-Fi、今こういう大分時代になってきた。今、整備状況はどうですかね、もう整備されているんですかね、されていないんですかね、まず。

○生涯学習課長兼少年センター所長 整備はしております。

○鈴木委員 そうですか、わかりました。

そうすると、今、全館使える状況ですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 ホール以外は使える状態になっております。

○鈴木委員 そのこういった通信料、ここには通信運搬費でインターネット回線料等もありますけれども、そういった料金もここに全て含まれておるといふふうに理解してよろしいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 はい、そのとおりでございます。

○鈴木委員 わかりました。了解、ありがとう。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時35分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

では、課長、お願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 先ほど答弁を保留いたしました2点につきまして御報告申し上げます。

初めに、友の会の会員数の推移でございますが、今年度、平成30年度につきましては、個人会員が374名、賛助会員が14口。続きまして、平成29年度が、個人会員が337名、賛助会員が16口でございます。

続きまして、定期清掃につきましてですが、第3期の定期清掃につきましては月1回で、第4期のほうにつきましては年2回でございます。こちらにつきましては、今期、今、第3期の指定管理者と協議いたしまして、月1回は必要ないのではないかということで、その関係で一応年2回ということで回数の方を見直させていただきました。

なお、先ほど老朽化ということでお話しさせていただきましたが、それにつきましては、毎日清掃のほうをしておりますので、よろしく願いいたし

ます。

○委員長 よろしかったですか、ほか質疑は。

○福田委員 今の件ですけど、友の会の。ちょっと減っているみたいですが、この勧誘といいますか、年度初めにいつも文化会館の職員の人たちが我々のところに回ってきて、今年度もお願いしますというような形でやってみえるんですけども、多分賛助会員の中に会長さんも見えて、いろいろな役員さんも見えるんですけど、そういう人たちがやるんじゃなくて職員がやっているということですけども、その辺のPRをもう少しやったほうがいいんじゃないかと思います。

それからもう一つは、今、一般会員というのは年間3,000円だと思うんですけど、それ、賛助会員に対しての優遇というか特権というのはどのような形になっているか、確認の意味で。

○生涯学習課長兼少年センター所長 先ほどのPRにつきましては、優先候補者の選定の中で、付記事項といたしまして、友の会の会員増加に向け、さらなる支援に努められたいということでお願いはしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

あと、会員の特典につきましては、まず個人会員、先ほど3,000円と申されましたけど、1,500円の、個人会員のほうですね。賛助会員が3万円です。

個人会員の特典につきましては、チケットの先行予約ができること、あとお一人様1枚までですが、チケットの購入の割引がありまして、あとイベント情報をお伝えするという形です。賛助会員につきましては、個人会員の特典プラス自主文化事業の年2回御招待という形でチケットをお渡しするという形になっております。

○福田委員 よくわかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時39分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為の補正のうち

市民文化会館等指定管理料

○委員長 議案第61号 平成30年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、教育部の所管に属する歳出、第3条 債務負担行為の補正のうち、市民文化会館等指定管理料を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査いたしますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 高齢者生きがい課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の98、99ページをお願いいたします。

中段でございます。

19款5項3目1節過年度収入の高齢者生きがい課分、平成29年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金で、それぞれ1,000円でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

議案書の102、103ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費で、補正予算額は39万2,000円でございます。内容につきましては、103ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

高齢者福祉施設整備等事業は39万2,000円の補正をお願いするもので、老人福祉センターの西側でございますコンクリートブロック塀の撤去及びそれにかわるフェンスを設置するものでございます。なお、別冊の平成30年度江南市9月補正予算説明資料の9ページに福祉センターブロック塀撤去及びフェンス設置工事位置図を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上で高齢者生きがい課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の歳入から御説明いたしますので、議案書の98ページ、99ページの中段をお願いいたします。

福祉課分は、平成29年度分障害児通所給付費国庫負担金精算金1,481万3,000円から順に、平成29年度分障害児通所給付費県費負担金精算金740万6,000円、その下の平成29年度分生活保護費県費負担金精算金31万7,000円の3項目でございます。こちらにつきましては、それぞれの実績が国及び県の負担金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出のほうを御説明いたしますので、102ページ、103ページの下段のほうをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は2,679万円でございます。事業内容につきましては、右側説明欄の上から順に御説明いたします。

障害者手当等支給事業の特別障害者手当等支給事業は17万2,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、自立支援給付事業の障害者自立支援給付事業は2,580万3,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、104ページ、105ページのほうの上段のほうをお願いいたします。

右側説明欄の障害者自立支援医療給付事業は81万5,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

2枚はねていただきまして、108ページ、109ページのほうの上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は3,268万4,000円でございます。事業内容につきましては、右側説明欄の上から、生活保護事業につきましては3,071万8,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫負担金及び補助金の精算に伴う返納金でございます。

次に、生活困窮者住居確保給付金給付事業は77万8,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、被保護者就労支援事業は17万5,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、生活困窮者自立相談支援事業は101万3,000円の補正をお願いするもので、平成29年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、平成30年度江南市一般会計補正予算のうち健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の19款諸収入、5項雑入、3目過年度収入で、補正予算額は2,948万1,000円でございます。内容につきましては、99ページの説明欄中段に、健康づくり課所管分といたしまして、平成29年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金初め2項目で、合計30万7,000円でございます。これは、この事業の実績が国や県の補助金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

次に、歳出について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の110ページ、111ページをお願いいたします。

最上段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、補正予算額は2万1,000円でございます。内容につきましては、111ページの説明欄をお願いいたします。

母子保健事業で2万1,000円の補正をお願いするものでございます。これは、平成29年度分の子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

以上で健康づくり課所管の平成30年度江南市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

中段でございます19款5項3目過年度収入でございます。

99ページの説明欄をお願いいたします。

1節過年度収入のうち、平成29年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金326万円でございます。これは、平成29年度の後期高齢者医療療養給付費負担金に係る精算金として歳入するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 それでは、こども政策課所管の補正予算について御説明いたします。

議案書の98ページ、99ページの中段をお願いいたします。

歳入でございます。

19款5項3目1節過年度収入で、こども政策課分は、平成29年度分児童手当費国庫負担金精算金で320万8,000円でございます。これは、実績が見込みを上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

少しはねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

こども政策課所管の歳出でございます。

3款2項1目こども政策費でございます。補正予算額は677万5,000円でございます。内容につきましては、105ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども・子育て支援推進等事業は363万2,000円の補正をお願いするもので、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う子育て支援に係るニーズの把握のための基礎調査委託料などに要する費用の補正でございます。

次のファミリー・サポート・センター事業は1万2,000円の補正を、次の育児支援家庭訪問事業は4万円の補正を、次の子育て短期支援事業は1万6,000円の補正を、次の要保護児童対策事業は1万6,000円の補正を、はねていただきまして107ページをお願いいたします。次の児童・遺児手当等事業は179万9,000円の補正を、次の母子生活支援施設措置事業は84万円の補正を、次の母子・父子家庭自立支援給付事業は42万円の補正をお願いするもので、これらはそれぞれの事業に対する平成29年度分の国庫・県費負担金等の精算に伴う返納金でございます。

少しはねていただきまして、116ページ、117ページをお願いいたします。

上段の10款1項3目放課後児童費でございます。補正予算額は1,004万8,000円でございます。

117ページの備考欄、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）は1,004万8,000円の補正をお願いするもので、この事業に対する平成29年度分の国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　ちょっと今出ましたから、最初にこっちを伺うんですけど、本会議でもありましたけど、この放課後児童健全、いわゆる学童保育で、どうしてこんな1,000万円もの国庫交付金の返納金が出たのか。もともと総額で幾らで、幾ら返ってくるようになっていたのか、その辺のところもあわせて御説明いただきたいと思います。

○こども政策課長　まず当初の申請時でございますが、金額のほうを対象経費ということで8,547万8,000円を予定しておりました。こちらの実績のほうで5,533万4,940円ということでございまして、そちらのほうに対して国と県のほうが3分の1ずつという負担になってまいりますので、今回、この1,004万8,000円という金額でございます。

内容、精算に伴う経費でございますが、まずこちらのほうが、[※]本会議でも答弁させていただきましたが、シルバー人材センターのほうに支援員の補助ということで、忙しい時間帯につけていただいておりますので、そちらの委託料の562万円というのが当初申請する予定でございましたが、基本的な支援員の数には入っておりませんので、県と協議の結果、こちらは対象外となったものでございまして、あと臨時職員等の賃金が2,200万円ほどございます。こちらのほうにつきましては、まず基本的に予算を上げさせていただくときには、ほぼ学校が終わってから7時までの閉所時間帯に対して支援員の数を配置するというところで上げさせていただいておりますが、実際、5時以降、子供の数が非常に少なくなるということがございますので、そちらのほうで不用額として、まず賃金が少なくなったということと、あと古知野南などにつきましては、分室のほうを当初開設する予定でしたが、本室のほうで対応できたというところで、そちらのほうも減額の要因でございます。あと、そのほかとしては、それ以外で、こちらのほうは学童保育の手数料のほうが実際286万1,000円収入として入ってきたもんですから、それらの額を含めて今回1,004万8,000円という返納となったところでございます。

○森委員　学童保育の利用者というのか、帰ってくる子供たちの数はどうだったの。

○こども政策課長　平成29年度につきましては、全小学校区4年生までに拡大したところでございまして、年間1,164人でございます。前年度、平成28年度については1,078人ということでございます。平成29年度につきましては、実際、平成28年度に開設していなかった子供の数を、4年生分を引くと1,089人となっている状況でございます。

先ほど森委員からの御質問のほうで、本会議で答弁したということでございましたが、ちょっと私の勘違いでございますので訂正させていただきます。

○森委員　そうすると、1,000万円を返すことになった主な理由は、シルバー人材センターのものが対象外になってしまったと。

今まではどうだったの、平成28年までは。平成28年も同じことだったと思う。

○こども政策課長　シルバー人材センターからの補助員の委託料というのが

※ 後刻訂正発言あり

平成28年度からございますので、それ以前は対象としては含めておりませんでした。

- 森委員 平成28年はもう対象になっていて、それをもとにして積算したんじゃないんですか。
- こども政策課長 申しわけございません。平成28年度、一部は試行的に行っていたんですけど、実際に全面的に実施したのは平成29年度でございます。
- 森委員 そうすると、若干いろいろあるでしょうけど、その部分と、それからこの手数料の増額と対象人員がふえてきたということによる増額もあると。

実際の子供の数はふえたけど、指導員の数もふえているんですよ。ただ増室になったというだけではないですよ。その辺のところも、もうちょっときちんとわかると。

- こども政策課長 平成28年度のちょっと今支援員の人数というのは持っておりませんので、また後ほどちょっと答弁のほうをさせていただきます。
- 森委員 それからもう一点は、子ども・子育て支援事業計画、105ページなんですけれども、普通こういう計画というのは当初予算のときに入れてくるものだと思うんですけども、この補正でこうやって上がってきたということはどういうことですか。
- こども政策課長 第2期の事業計画でございますが、平成32年度からの計画となるものでございます。第1期の事業計画の折も同じように、前々年度にニーズ調査を実施いたしまして、前年度に事業計画の策定を行ったということでございます。

こちらの実際の策定に当たりましては、国のほうから実施に対する手引書というのが発出されるということでございまして、こちらのほうが当初7月中ということで国のほうから聞いておりましたが、実際には8月24日付で発出されたところでございます。ということで、近隣の自治体のほうも、ニーズ調査につきましては平成30年度に実施して、平成31年度に策定期間ということで考えているところでございます。

- 森委員 そうすると、この委託料ですけれども、いわゆる基礎調査の委託料ということで、この計画をつくっていくための策定についての委託料とい

うのはまた別に出てくるんですか。361万円ってすごい高いなあと思うんですけど、それだけなら。

○こども政策課長 実際、今年度補正でお願いしておりますのはニーズ調査ということでございますので、実際の計画書の策定に当たりましては、平成31年度の当初予算のほうにまた上げさせていただく予定でおります。

○森委員 その基礎調査だけでこの361万円というのはむちゃくちゃ高いと思うんですけど、何をやるんですかと言ったって、アンケートを送るぐらいのことしかないの。

○こども政策課長 今回、この補正をお願いした委託料の金額でございますが、こちらのほうは、実際に近隣市町での予算額や、あと実際に数社から見積書を徴収いたしました。そういった中で、先ほど御説明したところで、実際の県からの手引書というのがまだ8月24日に出てきたということで、実際の詳細のニーズ調査の内容というのは現在精査しているところでございまして、そういう中で近隣の予算額とか見積書を参考に、国が示しております委託事業等に用いる技術者単価などに置きかえて、この金額は出させていただいたものでございます。そういったところで、実際、通知の内容を精査してきて、適正な金額で執行してまいりたいと思います。

なお、前回と今回で大きく違っているところでございますが、前回の対象児童でございますが、こちらのほうがゼロから5歳、就学前の1,500人を対象としておりました。今回につきましては、就学前、小学校就学のそれぞれ1,800人ずつということでニーズ調査をする予定でおりますので、実際のニーズ調査の内容として、その部分が大きく違っているところでございます。

○森委員 そうして、今度、今回調査ということで、できるだけ低く抑えるようにしていただきたいと思うんですけど、実際の策定作業ということになると、これは同一業者で随契みたいになっていくんですか、改めてやるんですか、計画作成のほう、来年。

○こども政策課長 実際、今回は指名競争入札ということでニーズ調査のほうは予定しております。また来年度に予定しております実際の計画書の策定に当たりましては、再度指名競争入札というところで考えております。

○委員長 ほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　では、質疑も尽きたようであり……。

○森委員　　尽きたけど、さっきのがまだあるからね。

○こども政策課長　　ちょっとお時間をいただきまして、後ほど答弁のほうをさせていただきます。

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をします。

　　当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士　　それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

　　歳入については、議案書の98ページ、99ページの下段に、19款5項3目1節過年度収入、平成29年度分子どものための教育・保育給付費国庫及び県費負担金精算金を掲げております。

　　少し飛びまして、歳出につきましては106ページ、107ページの中段に、3款2項2目保育費、保育園保育等事業から保育園施設整備等事業までを掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

　　なお、補正予算説明資料の10ページには位置図を掲げております。

　　補足して説明することはございません。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

　　質疑はありませんか。

○福田委員　　今の107ページの保育園施設整備事業と、それから先ほどおっしゃいました説明資料の10ページ、布袋東保育園の駐車場の整備ということで、10ページの説明の中に、トータルでこれは104万8,000円となっておりますけれども、路盤整正とフェンス、車どめ設置となっておりますけど、この内訳はどのようなになっていますか。

○保育課長兼指導保育士　　路盤整正は金額が35万7,700円、フェンス設置47万1,800円、車どめブロック設置、ロープを含みます、4万8,000円、それとプラスして諸経費として9万9,900円で、全て合計しまして104万7,600円で

ございます。

○福田委員　これは、そういう工事をやって民地を借りるわけですよ。私もあそこ、155号から県道西之島江南線を通ったところの東保育園のすぐ東側ですけれども、保育園の南側の道路を越えたすぐ南のところだと思うんですけど、今は何も耕作もしていなくて、そこを340平米ですか、借りるわけでしょう。その借地料とかそういうのはここの中には入っていないんですか。

○保育課長兼指導保育士　なお、土地につきましては所有者様の御厚意により無償で貸していただけたらとのお申し出をいただきましたので、無償の土地使用貸借契約を締結させていただく予定でございます。

○福田委員　わかりました。奇特な方が見えて布袋東保育園はよかったなと思うんですけど……。

○河合委員　関連で、何年契約にするつもりですか。問題は、3年で返せと言われても困るんだ。

○保育課長兼指導保育士　お話ししましたところでは、1年ごとの継続になっております。

○福田委員　ちょっと私も勘違いしていましたが、今、1年分は無料でいいよということで、また1年後からはちょっとわからないということですね。

○保育課長兼指導保育士　一応、まだ締結はきちっとはしていませんが、お話をしたところではずうっとよろしいということで聞いておりますので。

○福田委員　大変奇特な方でいいことだなと思ってはいますが、私もこの道路をよく通るんですけど、やっぱり3時か4時ごろになりますとお迎えの車がずうっと連なっていて、対向車が来た場合に大変危険だなという思いがしておりました。

関連でちょっと質問させていただきますけれども、今、18園ですか、保育園があるわけですけど、こういった送迎のときに車で見える方が大変多いと思うんですけど、そうした場合に一番困っている保育園、例えば布袋西保育園とか布袋保育園とか、場所が割といいところといいですか、農地とかそういうところにありますから、それほど危険はないと思うんですけど、ほかにそういったところは把握されていますか。

○保育課長兼指導保育士　保育園18園の中で現在敷地内に保護者送迎用の駐

車場としてスペースがありますのは藤里保育園のみでございます、3台分ということで。保育園は駐車場がないということになっていきますので。そして、布袋東保育園については、県道が走っていきまして、交通量の多い本当に県道の横にあるということで、ここは本当に喫緊の状態でございます。

今御質問にありましたこういう困ったところにおきましては、中央保育園、古知野南保育園、本当に町なかの保育園は、古知野中保育園もですけども、ほとんどの保育園が駐車場は問題を抱えてございます。

○福田委員 今後の方針としていろいろ出てきておりますけれども、統合を図るとかそういうことをして、少し遠くてもそういった駐車場とかが整備されておれば、送迎のためには足を運んでいただけたらと思いますので、町なかの狭隘な保育園、それからもちろん保育士さんの駐車場もないような保育園ではなかなか難しいと思いますので、統合を含めて今後検討していただきたいと要望しておきます。

○古池委員 この件ですけど、無料で貸していただけるということで決まったことですか。あるいはまた、有料で借りるということであればやめにするとか、その辺の判断というか。

例えば今、先ほど言われました町なかのところだと、今の送迎用の駐車場もほとんどなくて、先生が1人門の外へ出て誘導しているような状況ですね。ですけど、本当にやっぱり送迎用のそういう駐車場が必要だと思うんですけど、特に危険なんですよね、やっぱり細い道ですから。そういう場合にどういう判断で、そういう場所があれば有料でも借りていただけるものかどうか、ちょっと関連の質問ですけど、お願いいたします。

○こども未来部長 今の古池委員さんの質問でございますが、福田委員さんのほうからお話がありましたように、やはり保育園は18園中15園が公共施設の再配置計画の中で今後10年間の中で方針を立てていかないといけない状況でございます。

そうしたことから、古池委員言われることも重々過去からの地域の方からのいろいろと苦情を承っておって理解はしているところなんですけれども、そちらのやっぱり統廃合のほうの方針を、ある程度それによってまた変わってまいりますので、今回につきましては、先ほど課長が申しあげましたよう

に、もともと県道の西之島江南線が朝・晩もう交通量がめちゃくちゃ多いと。そうしたところで、実際に駐車帯があって、5分以内というのは停車なのでとめても別に構わないんですけども、やはりお子さん連れですと、上のお子さんがお見えになって下のお子さんという場合もあって、どうしても1人で2人を面倒見ることができないので、どうしても道路側から出たりとか、そういった非常に危険を伴いますので、警察のほうからもそういったところの、危険なのでという、できる限りという、そういった指導も受けておる中で、苦渋の選択として、たまたま先ほど古池委員さん言われたように無償で御提供いただけると。もともと使っていない土地だから御近所の方で、少し離れたところなんですけれども、貸してあげるよと、使っちゃおうと。実際には固定資産の減免申請を出すという形で、減免がかかって固定資産税はかからない形にはさせていただくというところからいうと、実質借地料はゼロではなくて、別の形でお金を払うというか収入が入ってこない、固定資産税を減免いたしますので、その辺のところ御理解をいただきたいと思います。

- 中野委員　　この現況ってあれですか、農地か何かで農転をかけるんですか。
- 保育課長兼指導保育士　　現在は農地ですので、農転をかけていただくように申請していただきます。
- 中野委員　　先ほどのじゃあ固定資産税のほうは減免するという形なんですね。
- 保育課長兼指導保育士　　はい、そうでございます。
- 中野委員　　当分使えるということなんですけれども、何か変わって返還してほしいとなったときは現況戻しになるんですか。その辺の契約はどうなるんですか。
- 保育課長兼指導保育士　　原状復帰してということで、その話もしてあります。
- 委員長　　ほか質疑はありませんか。
- 森委員　　関連ですけど、それで1年ごとの更新というのはかなり際どい。これだけお金をかけてつくって、今度原状に戻して返すということになると、また大変なお金がかかるので、これを1年ごとの更新というのはかなり厳し

いですね。

ちょっと10年、20年という形で借りられる保証を取りつけておかないと、特にここの経緯はよくわかりませんが、例えば相続とかが起きたときに、代が変わるともう返してくれと言われて、その1年か2年後には返さなきゃならないというようなことになってくると、本当にありがたいことではあるんだけど、どうなんだろうという不安はあるんですが、大丈夫なんですか。

○こども未来部長　今の森委員の質問でございますが、こちらの方につきましては少し御高齢で、事前に少しお話をさせていただいた折に、私の代はずうっといいけど、例えば私が亡くなって息子の代になったら、息子がどう考えるかちょっとわからないので、私の代のときは1年更新でずうっと継続してもらおう形で構わないんですけども、やはり息子の代になった折にその土地をどうすると、例えば無償であるところを有償という形、そういうところもそのときの判断ということで、現在1年ごとの毎年更新という形で予定をさせていただくものでございます。

○森委員　だから、なおさらまずいじゃないですか。少なくとも無償が有償になるんならいいけど、返せと言われたときに、これだけのお金をかけて、また原状復帰で返すのにまた同じぐらいのお金、もっとかかるかもしれん、かかってくるわけで、最低10年とかのあれはしておかないとまずいじゃないですか。

○こども未来部長　今の委員の皆様からの御意見を参考に、土地の所有者さんと交渉させていただき、少しでも長期で契約していただけるように対応させていただきたいと考えております。

○河合委員　危ないですよ、正直言って。今、話をするというけど、話がつけばいいけど、結局交渉するだけで、そのままで終わりましたというのが関の山じゃんね、今までの経緯からいくと。やっぱりここはきちっと決めていかないと、とても105万円も金をかけて、また壊せと言われたら、今の方は御高齢だと言われたので、例えば2年、3年後にもうすぐ返せと言われたらどうするつもりですか。あなた責任をとれるの。とれないでしょう。

だから、私はやっぱりそういう長期の、少なくとも10年の保証はしていた

だいて借りるということならいいんだけど、有償だろうが何だろうがいいんだけど、やっぱり有償であっても10年はとにかく保証してくれということではないと、とてもこれはのめんよ、申しわけないけど。

○こども未来部長 河合委員の意見を参考に、長期、実際に費用、当然104万8,000円ということにかかる費用に係る減価償却、実際に必要年数まで対応できるよう、[※]契約期間を長期とする形で進めてまいります。

○福田委員 そういうことでお願いしたいということと、この今の工事内容は、地主の人がこのようにしてほしいという要望があつてこういう形になったんですか。

○保育課長兼指導保育士 地主の方と協議して、こちらの保護者と子供の安全も考えて協議をして、この工事内容を決めたものでございます。

○福田委員 安全のために、フェンスとか車どめなんかは要と思うんですけど、片っぱのほう、県道のほうはフェンスもありますし、それから道路と今の駐車場にしようとする間に水路があるので、そこはブロックを入れなきゃいかんですけれども、これはアスファルトじゃなくて、15センチというのは砂利を敷くということだけですか。

○保育課長兼指導保育士 はい、そうでございます。

○福田委員 わかりました。

○森委員 さっき藤里だけと言われたんですけども、駐車場があるのは。その藤里の3台というのはかなり厳しくて、結構その近くに駐車されていて困っているところもあるんですけど、宮田保育園は、子育て支援センターとの関係で、あそこはむしろ非常に広いスペースがあつて、そこにとめておられるようですけど、あそこは無償なのか有償なのか、その辺はどうでしょうか。

○保育課長兼指導保育士 宮田保育園については、保育園の送迎用ではございませんが、第2支援センターの利用者用の駐車場があります。第2支援センターの駐車場は借地でございます。

○委員長 ほか質疑ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時31分 休 憩

※ 後刻訂正発言あり

午前11時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の116ページ、117ページをお願いいたします。

116ページ中段、10款2項1目小学校費でございます。所管は教育課で、640万円の補正予算をお願いするものでございます。内容につきましては、右側117ページの説明欄をお願いいたします。

学校施設管理事業といたしまして、5月に古知野南小学校の放送室、また6月には同じく古知野南小学校の体育館におきまして、設置してあります放送機器が修理不能の故障によりまして放送や音楽再生ができなくなりましたため、放送機器一式の取りかえ・修繕を行うものでございます。なお、学校運営上、早急に対応が必要なため、順次契約を行いまして入れかえ準備を進めております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

○古池委員 今の件ですけど、放送設備の更新ですけど、内容について教えてください。

○教育課長 まず校舎側の放送機器でございますけれど、5月26日の運動会の折に音が聞こえなくなるような事象が発生いたしました。映像も映らないということが後からわかりまして、朝会などの放送やお昼の放送ができないような状況になりました。修理業者に見てもらいましたが、設置したのが古いものでございまして、修理する部品がないということで、取りかえをする必要があるということでございました。

もう一つ、体育館のほうでございますけれど、体育館のほうは6月の自主防災訓練の最中に、体育館の放送機器が、音声・音楽が聞こえなくなったと

というような状況でございました。こちらにつきましても、修理業者に一旦は見てもらいましたが、もともと古い機械ですので取りかえる部品がないということで、一式の交換という判断となりました。

○古池委員 教育長さん、前、これ、古知野南小学校の放送機器って、校舎改造の案が出たときに、三、四年前ですか、放送機器も入っていたんじゃないですかね、あのときに。たまたまこれが壊れちゃったわけですね、今回。壊れたと言っていていかんけど。

○教育長 教育長という立場というか、前校長として申し上げますが、放送設備が随分古くて、たびたび故障しておりましたが、その折には何とか修繕しながら対応しておりましたけれども、やはりもう部品がないとかそういうことはずうっと言われておりましたので、今回、この故障に関してはやむを得ないのかなあというふうに思っております。

○古池委員 時期的には、急いでということですけど、いつごろの予定になるんですかね。

○教育課長 6月の議会の折に、校舎側の放送機器につきましては委員協議会で御報告を差し上げまして、流用させていただきまして、8月31日に取りかえの終了がしてございます。

そして、体育館のほうですが、こちらにつきましては8月22日に契約のほうをさせていただきまして、今準備をしているところでございます。納入期限としましては、10月末までの予定をしてございます。

○古池委員 わかりました。

○河合委員 ここって何年たちましたか、校舎のほうは。今の放送設備と体育館のところ、何年たちますか。

○教育課長 まず校舎側の放送設備ですが、昭和62年でございます。体育館はちょっと新しくて、平成6年でございます。

○河合委員 わかりました。

ほかの小学校も大丈夫ですかね。もう結構古いところがたくさんあるような気がするけど、やっぱり壊れる前に定期的にチェックしていったほうがいいような気がしますので、要望しておきます。

○教育課長 古知野南小学校のように急に壊れまして修繕不能という場合に

は、こういった形で補正で対応させていただきまして、ほかの学校でも古いところではございますけれど、完全に故障ということではなくて、ちょっと調子が悪い、もうちょっと危ないなというものにつきましては、計画的に当初予算などで取りかえをしていきたいと思っております。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、質疑も尽きたようでありますので、ここでこども政策課の答弁の続きを差し込みさせていただきたいと思っております。

○こども政策課長　先ほどの森委員からの学童の支援員の平成28年度から平成29年度の推移というところで答弁させていただきます。

平成28年度でございますが、平成29年3月31日、3月末現在の時点で71名。なお、平成29年度につきましては、平成30年の3月末時点で89名ということでございます。

○委員長　質疑はありますか。

ないですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、これをもってこども政策課の答弁を終わらせていただきます。

続いて、生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の116ページ、117ページの下段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。補正予算額は382万1,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、右側117ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

説明欄の下段でございます図書館整備改修事業は、江南市立図書館のコンクリートブロック塀改修工事費198万8,000円の補正をお願いするものでございます。平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により小学校プールのコンクリートブロック塀が倒壊した事故を受けて、今後地震に

対する安全性を高めるため、江南市立図書館の自転車置き場にあるコンクリートブロック塀を撤去し、防雨テントを設置するものでございます。なお、補正予算説明資料の13ページに位置図を掲げておりますので、御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、はねていただきまして119ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

上段の公民館整備等事業は、古知野西公民館及び古知野東公民館の空調設備改修工事費183万3,000円の補正をお願いするものでございます。古知野西公民館実習室及び古知野東公民館図書室兼児童室の空調設備が故障し、いずれの空調設備につきましても機器の取りかえ部品の供給が終了しているため、取りかえ工事の必要が生じたものでございます。なお、公民館の運営上、早急に機器の取りかえが必要なため、予算流用で対応させていただき、議決後、流用戻しをしております。

続きまして、118ページの上段の2列目、10款4項2目文化交流費でございます。内容につきましては、119ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

市民文化会館維持運営事業、市民文化会館等指定管理事業につきましては、債務負担行為の限度額といたしまして3億7,532万円をお願いするものでございます。事業内容といたしましては、議案第60号で説明させていただきました江南市民文化会館の第4期指定管理に係る債務負担をお願いするものでございます。指定期間といたしましては、平成31年度から平成35年度までの5年間でございます。

以上で生涯学習課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　図書館のほうなんですけれども、工期ってどんな感じなんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　現在のところは、予定は3カ月弱ですので、議決をいただきましたら早急に対応してまいりたいと思いますので、

よろしくお願ひいたします。

○福田委員　高さなただけど、1.8メートル、1.2メートルって、これは低ければ低いほどいいと思うただけど、この差というのはどういふ関係で60センチ違ふんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長　高さにつきましては、2.6メートル地盤面からあります。地盤面から2.6メートルでございます。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長兼少年センター所長　済みません。高さ1.8メートルと記載してありますので、御確認をお願いいたします。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　それでは、スポーツ推進課所管の補正予算について御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の118ページ、119ページ下段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。補正予算額は315万8,000円でございます。内容につきましては、右側119ページ説明欄をお願いいたします。

スポーツプラザ維持運営事業の備品購入費につきましては、バスケットボールなど大会開催時に必要な備品を購入するもので、206万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、都市公園等運動施設維持運営事業の河川占有物撤去及び復旧委託料につきましては、7月5日の豪雨により木曾川が増水するおそれがあることから、国土交通省より河川敷にあるサッカーゴールや防球ネット及び簡易トイレなどの撤去指示があり、その対応に要した撤去及び復旧委託料として185万8,000円の増額補正をお願いするとともに、当初予算の河川占有物撤去及び復旧訓練委託料76万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でスポーツ推進課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○福田委員 この中のカローリングというのは、カーリングみたいなものを体育館の中でやるということなんだけど、セットというのは何と何と何が含まれているの。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 1セットの中には、カローリングのジェットローラーという円盤型の下にローラーがついたものが、あれが6個6個入って1セットとなりますので、それとゴールの的といいますか、そのシートが入ったものが2枚入って1セットとなっております。

現在、今のアリーナには1セットしかございませんので、カローリングの競技を行おうと思いますと、1セットではちょっと対戦相手の分がないということでございましたので、今回1セット分、競技ができるような体制を整えるために備品の購入をお願いするものでございます。

○福田委員 2回ぐらい見たことがあるんですけど、江南市で今やってみえるカローリング人口とかチームなんていうのは、もう出てきているんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 チームといいますか、草井をよくする会というのが江南市内にございますけれども、その団体が主に活動を行ってお見えになりまして、スポーツクラブの中でもカローリング教室というものを開催しております。

○森委員 これ、カローリングセットですけど、38万9,000円が1セット分ですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 はい、1セット分で38万9,000円となります。

○森委員 そうすると、なかなか一般のサークルなんか買ってやるというわけにはいかないね。

それと、この前コミュニティ・スポーツ祭をやったときに、見本みたいにして体験的にされていたんですけど、そんな形で、今、福田さんが言われたんですけども、利用はこれから伸びていくんでしょうかね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 はい。現在はまだそんなに多くはございませんが、昨今の東京オリンピックのカーリングではありませんけれども、カローリングについてもこれから徐々に競技人口といいますか利用

者がふえていくものと想定をしております。

○森委員 わかりました。

○中野委員 大会運営用の椅子、これが77万8,000円とあるんですけど、何脚ぐらいになるんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 80脚を予定してございます。

○中野委員 置き場所って大丈夫なんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 はい。結構手狭ではございますけれども、その椅子を置くスペース、また審判台を置くスペースはありますので、今回備品をお願いするものでございます。

○委員長 ほか質疑ありませんか。

○鈴木委員 ちょっと参考までに聞いておきたいんですが、今の河川占有物の撤去について聞きたいんですけど、これ、過去も含めて、こういった例というのは発生しておったんでしょうか。大体、年何回ぐらい。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 年に1回あるかないかという頻度ではありますけれども、過去にも被害等が出て撤去したという事例は何回かございます。

○鈴木委員 多分これは要するに国土交通省のほうから、木曾川上流河川事務所のほうから指示があった場合であって、そうでなければ撤去しないという感じですか。

そうすると、今、毎年1回ぐらいという感じなんですけど、何か撤去しやすい方法というのはないもんなんですかね、今後余り頻発するようであれば。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 これは国の河川敷に占有物という形でいろんな備品を置かせていただいているわけでありましてけれども、当然大雨、豪雨、台風等で犬山の頭首工の水位が上がりますと、6時間報までに予備という形で連絡が来ます。そして、いよいよ出動という場合には、また1時間か2時間前には指示がまいりますので、その指示に従って撤去させていただいているわけでありまして、どうしても気象条件、また最近の豪雨等によりまして、なければ撤去しなくてもいいわけではありますけれども、どうしても必要な事柄でありましたので、これにかわる方法といいま

すと、やはり今のところは撤去をしなくてはいけないかなという判断でございます。

○鈴木委員 わかりました。

あと、ちょっと関連して、今回はないと思うんだけど、前に大水が出たときにグラウンド自体が流されかけたこと、流した跡、それは先回も含めてこういうところ、そういう危惧はなかったですかね、そういう本体そのものを補修しなあかんというような。最近はないかな。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 はい。以前には、今の野球場であるとか、ソフトボール場であるとか、そういった部分が冠水をして、土が流れて甚大な被害が出たという事例もありました。最近は、少し国土交通省のほうによりかさ上げをして、大分軽減はされておりますけれども、必ずないかといえば、ある可能性があるということで、御理解を賜りたいと思います。

○鈴木委員 わかりました。

いずれにしても、またなかなか難しい話ですけど、天候の話ですので、極力そうなったときに軽減できるような、いろんなまたいい方法があれば考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますが、保育課から答弁訂正がありますのでお願いします。

○こども未来部長 先ほど送迎用の一時駐車場の関係で長期の契約をとという話を検討するということでさせていただいたんですが、再考させていただいたところ、学校施設等全ての公共施設、長期の契約は実施いたしておりません。例えば2カ年以上、例えば1年を超える契約をしようと思いますと、債務負担行為が必要となってまいりますので、1年度単位でできるだけ長い期間、無償でなければ、その後は例えば必要性に応じて有償という対応をしてまいりたいと、そういった形で訂正させていただきますのでよろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

[発言する者あり]

○委員長 暫時休憩します。

午前11時57分 休 憩

午前11時59分 開 議

○委員長 会議を再開いたします。

では、保育課のほうの答弁訂正が終わりましたので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午前11時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午後1時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

議案第62号 平成30年度江南市国民健康保険特別会補正計算（第1号）

○委員長 議案第62号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第62号について御説明をさせていただきます。

最初に、議案第62号につきまして御説明申し上げますので、議案書の121

ページをお願いいたします。

平成30年議案第62号 平成30年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,306万7,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては122ページ、123ページに、また歳入歳出補正予算事項別明細書を124ページ、125ページに掲げてございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、126ページ、127ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

6款1項1目療養給付費交付金繰越金566万4,000円と、その下にございます2目その他繰越金5億2,032万9,000円で、補正予算額は5億2,599万3,000円でございます。

補正予算の内容につきましては、歳出により御説明申し上げますので、128ページ、129ページをお願いいたします。

上段の5款1項1目基金積立金で、補正予算額は4億3,946万9,000円でございます。

内容につきましては、129ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保険給付事業としましては、江南市国民健康保険事業基金積立事業の補正をお願いするものでございます。地方財政法第7条第1項による剰余金の積み立てとして、平成29年度の実質収支額から国庫支出金などの精算による返納金などを差し引き、4億3,946万9,000円を積み立てるものでございます。

次に、下段の7款1項1目償還金及び還付加算金で、補正予算額は8,652

万4,000円でございます。

内容につきましては、129ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保険給付事業の過年度国庫支出金返納金支払事業におきまして、平成29年度分の国庫支出金の精算に伴う返納金8,086万円の補正をお願いするものと、同じく保険給付事業の過年度療養給付費交付金返納金支払事業におきまして、平成29年度分の療養給付費交付金の精算に伴う返納金566万4,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　今、ちょうど決算の資料が出ているんで見ていたんですけど、とにかく国民健康保険事業基金というのは平成28年度末で83万6,049円、1桁間違えたかしらと思うぐらいぎりぎりのやりくりをしてきたわけですけども。今回、これだけの繰り越しが出て、特にその繰越金を基金に積むことができるということで、ちょっとほっとした思いがするわけですけども、その辺の経緯というか事情を説明していただきたいんですけど。

○保険年金課長　平成29年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出の差し引き額のほうは、6億7,492万7,357円となっております。剰余金の額は前年度比で5,500万円ほどの増額となりました。しかしながら、平成30年度からの県単位化に伴いまして、国保の財政運営を県が担うこととなりましたことから、平成30年度の国保特別会計における繰越金を活用した歳入歳出の計上額が前年度比で2億1,000万円ほど減少いたしました。そうしたことで、この繰越金の減少によって平成29年度の歳入歳出の差し引き額6億7,500万円の2分の1以上を積み立てることが可能になりました。そうしたことから、国庫負担金等の精算額を差し引いた残りの全額約4億4,000万円を今回は基金として積み立てるものでございます。

○森委員　広域になったことによって繰越金を全額基金に積めるようになったという、その経緯はどういうことなんですか。

○保険年金課長 従来ですと、各自治体のほうで医療費の推計をいたしまして、医療費の上ぶれ部分がある程度見ながら予算を作成しておりましたけれども、その分を県単位化になりまして財政の責任を県のほうで担うということで、県のほうでそういった余剰金のほうを基金等で見込んでおりますことから、その部分が大きく削減したというところが現状でございます。

○森委員 そうすると、これを基金に積んで、来年度というか、ことし平成30年も、県のほうから言ってきた納付金に基づいて徴収を決めるわけでしょう。そうすると、そんなにこの繰越金というのを当てにしないでもやっていけるということになるのかな。

○保険年金課長 県の求めております納付金という金額に見合う標準保険料率というのが県から示されておりますけれども、そちらの標準保険料率と江南市の現状の保険税の税率とは随分乖離がございます、現状で。その部分、税率との乖離がある部分を今の法定外の繰り入れですとか基金のほうで補いながら、埋めながら納めていくという形になります。

○森委員 だから、繰越金を持っていないと補填ができないということだね。どのくらい出そうなの。例えば平成30年度でいくと。

○保険年金課長 平成30年度の金額ベースで申し上げますと、本来税金で集めるべき必要額との乖離を金額ベースで申し上げますと、3億5,400万円余りとなっております。

○森委員 それを一般会計からの繰り入れと、この繰越金とで賄っていくということになる。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○森委員 やっぱり繰り入れというのは必要だということだね。わかりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時24分 休 憩

午後 1 時 24 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第63号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 では、議案第63号について御説明申し上げますので、議案書の131ページをお願いいたします。

平成30年議案第63号 平成30年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,881万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,744万8,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては132ページ、133ページに、また134ページ、135ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げてございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、136ページ、137ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源でございます歳入予算でございます。

7款1項1目繰越金、前年度からの繰越金で3億9,881万1,000円でございます。

補正予算の内容につきましては、歳出により御説明を申し上げます。

138ページ、139ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金でございます。補正予算額は2億5,599万2,000円でございます。

続きまして、下段の6款1項1目償還金及び還付加算金でございます。補正予算額は1億4,281万9,000円でございます。

内容につきましては、139ページ下段の説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

平成29年度介護給付費等に係る国庫及び県費の負担金・補助金の精算に伴う10件の返納金でございます。

以上で、議案第63号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時28分 休 憩

午後1時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち
健康福祉部
教育部
こども未来部
の所管に属する歳入歳出

○委員長　　続きまして、議案第64号　平成29年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長　　それでは、高齢者生きがい課の所管につきまして御説明させていただきます。

決算書の64ページ、65ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

中段の11款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金で老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、最下段の12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、備考欄の高齢者生きがい課、老人福祉センター目的外使用料（電柱）から、67ページ上段の高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの5件でございます。

次に、少し進んでいただき、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段、13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、76ページ、77ページにお進みください。

下段、14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金です。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から老人クラブ助成費補助金までの4件でございます。

少し進んでいただき、84ページ、85ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目2節使用料及び賃借料、高齢者生きがい課の老人福祉センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、最下段の16款1項2目1節社会福祉費寄附金、高齢者生きがい課の寄附金51万846円です。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

19款5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段やや下でございます高齢者生きがい課の緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。

上段の3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課の平成28年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

168ページ、169ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から、進んでいただき175ページ備考欄の上段、特別敬老事業まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　最初、歳入の関係で、老人福祉センターの会議室などの使用料収入というのがこちらに入ってきていなくて。それから、お風呂ですね。指定管理料の中に入ってくるということなんですけれども、実際には使用料が無料だったものが支払っていただくようになって、どういうふうになったのかということを知りたいんですけど、わかりますか。使用料収入と、それからお風呂の収入ですね。それと利用の関係です。

○高齢者生きがい課長　利用料の収入に関しましては、委員協議会の福祉セ

ンター指定管理料の精算の中でも資料として御説明をさせていただきますが、まず部屋の利用料金につきましては、合計で112万8,940円が部屋の使用料でございます。

お風呂の使用料につきましては、172万9,900円でございます、お風呂の利用者数は合計で1万7,299名でございます。

○森委員 お風呂の利用は、前年比はわかりますか。

○高齢者生きがい課長 前年度2万5,191人で、平成29年度1万7,299名というところでございます。

○森委員 後で詳しくあるということですので、これ以上伺いませんけど。

主要施策の成果報告書のほうで、118ページで、シルバー人材センターの件ですけれども、シルバー人材センター、1,256万円の補助金なんですが、中段、成果報告書のほうの成果の状況というところを見ると、登録者数が…。

[発言する者あり]

○森委員 118ページ。成果報告書ですよ。成果報告書の118ページ。

平成18年の時点では491人だったものが、現在、326人にまで落ち込んでいると。目標は467人。だから、472人というのは、この目標を立てた時点でもう既に落ち込んでいたということにもなるわけですけど。これだけの補助金を出して、そして高齢者はどんどんふえてきているのに、何で登録する方がこんな減ってきて、300人台かということなんですが、この辺の要因だとか、対策だとか、その辺のことについて検討されておりますでしょうか。

○高齢者生きがい課長 実績値が326人ということで、達成状況は雨マークという状況でございます。シルバー人材センターの登録者に関しまして、最近の状況を事務のほうからお聞きしますと、御病気で登録をされていて活動ができなかった方が亡くなられたとか、あと体調不良というような理由で順番に減少をしていっているという状況でございますが、新たに登録されるという方については、なかなか伸び悩んでいるという状況であります。

最近では、定年が延長されておるという状況や、再雇用等、いろいろな企業等でも60歳以上の雇用が進んでおるという状況もございますので、シルバー人材センターが定年後の働く場という位置づけでは徐々になくなってきてい

るといった状況が大きな原因であろうと推測をしておる次第でございますが、広報等でPR等、登録者数がこれ以上減少しないような何らかの対策はしていかなければならないと考えておる次第でございます。

○森委員　今のあれで、例えばここ近年、新しく加入された方と病気や死亡も含めて退会された方という動静はわかりますか。

○高齢者生きがい課長　平成29年度の状況で申し上げますと、平成29年度で退会をされた方は合計で54名ということでございます。一番大きな理由は、加齢により続けられないという理由が一番多いという状況でございました。そのほか、ほかのところで就職されたというような退会の原因もございます。

あと、入会に関しましては合計で51名、平成29年度に入会しておりますので、差し引き3名減少というような状況でございます。

○森委員　魅力がない一つが工賃だと思うんですよ。それで私一度、こんな最低賃金なんかよりもはるかに低い金額でまずいんじゃないんですかと言った覚えがあるんですけど。要するに、ここは最低賃金が適用されない、働く場ではなく生きがいの場だとそのときもおっしゃったんですけど、それでも実際には働く場を探してみえるんです、高齢者の人たちは。その中で、とにかくシルバーにも登録をし、それ以外のところでも職を探しているというのが現実なもんだから、この辺のところを見直すということと、あと魅力ある仕事をつくり出していくということがいいと思うんですけど。最近では新しい仕事というのはないでしょう、昔からの草取りとか。スーパーからのあれもシルバーでやっているんだね。最近新しく開発したというか、そういう職種というのはあるんですかね。

○高齢者生きがい課長　新たな事業といたしましては、補助金の関係で、介護関係及び子育て部門の雇用が不足している部分に関しまして、新たにシルバー人材センターの人材を活用していくというような動きがございまして、そのような活動にも働きかけはしていただいているところではございますが、新たになかなか新しい雇用形態というのはされていないというのが現状でございます。

○森委員　そういえば、さっきの放課後、学童保育もシルバーから派遣ということだったんですけど、そういう場合の給料というのは、市が決めた給料

で採用するのか、シルバーが決めた金額で働く、どちらですか。

○高齢者生きがい課長 シルバーの単価と同金額でございます。

○森委員 ですよ。だから、やっぱり全体の給料の底上げ、引き上げをやっていかないと本当に難しいんじゃないかなと。それは別に江南市の財政がどうのこうのじゃなくて、採用した企業なり事業所が出すわけで、皆さんが積極的にかかわっていただくとすれば、その引き上げなしには難しい、これ以上、減るばかりじゃないのかな。だけど、これだけの金額を江南市はシルバー人材センターに投入しているわけなので、大勢の方にあれしていただいて。時々相談があるんですよ。シルバーへ行ったけど、ちょっと安過ぎてだめだった、どこかほかに働く場所はありませんかとか、そんな話があるんで、今は本当に生きがいとかいうことも、それはそれで大事なことなんだけれども、働く以上は生活がある程度、それによって保障されるというか、生活の糧になるようなものでないといけないと思うんで、一遍、その辺のことは、どこで検討するかよくわからないけれども。国が決めたので動かさないものなのか、江南市が単独で上乘せができるのか。できると思うんだけど、職種一つ一つには。どうなんですかね。

○高齢者生きがい課長 実際に介護保険におきましても総合事業が始まりまして、その中の訪問のB型というような位置づけでの活動もシルバーさんにしていただいているというところで、実際に平成29年度に入会していただいた方の中には、しっかりと経済的な理由によって入会された方と、生きがいや社会づくり、また仲間をつくるといったような理由で入会された方と2通りがございます。雇用という形でしっかりとそちらに向かっていくものなのか、これからの介護保険制度というものを踏まえて、生きがいづくり、仲間づくり、社会づくりといったところに向かっていくものなのか、今はまだ移行期といいますか、総合事業も始まったところで、我々も模索しながら、考えながらやっているところでございます、まだなかなかどちらの方向といった方向性が決定づかないといった今事情でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○森委員 そうしたら、その手前になるのかな、決算書の171ページの高齢者見守り事業で緊急通報装置設置事業でありますけれども、報告書でいくと

163ページ。この問題は、緊急通報装置の助成なんですけど、現在はこういうふうになっていますか。ひとり暮らしの方が基本なわけですけども、その方が設置する場合、どれだけの補助があって、例えば高齢者世帯の場合はどういう方が対象になるか、課税世帯の場合はどうなるかということです。

- 高齢者生きがい課長　　現在、緊急通報装置設置事業の対象者でございますが、65歳以上のひとり暮らしの方、あるいはひとり暮らしの重度身体障害者の方につきましては、住民税非課税の方は無料、住民税課税の方は有料として一月740円自己負担をしていただいております。そのほか、要介護者がいる高齢者世帯及び常時昼間独居になる65歳以上の高齢者がいる世帯につきましては、住民税非課税の方は無料で設置をさせていただきます。

委託料は、一月740円という形で委託料を支払っており、先ほどの住民税課税の方については、その分を歳入として支払っていただいているという状況でございます。

平成30年3月末での設置数は、595件となっております。

- 森委員　　この間、議会でやった意見交換会するときにも出たんですけども、問題は課税世帯なんだよね。それと、高齢世帯の場合も、今はどちらかが介護保険の認定を受けているような人ということの条件があるんですけど、課税世帯でも緊急な事態が起きるのは非課税の世帯とも同じことなので、一定の本人さんに負担をしてもらえば対象になるよというふうだったと思うんですけど、その点はどうでしょう。

- 高齢者生きがい課長　　そのあたりのところが、どこまで高齢者の方を支援するという形で市のほうがお手伝いするかということになりますが、中には携帯電話をお持ちの方で、携帯電話で常時身内の方と連絡がとれる状態でおられる方もいらっしゃいますので、一概にひとり暮らしの方であったり高齢者世帯の方である方全ての方が緊急通報に頼らないと通報ができないかといえ、全てではないというような状況もございますので、現在のところは、先ほども申しあげましたような対象者に限らせていただいているということでございます。

- 森委員　　だから、選択肢を残しておけばいいんで、特に課税世帯の場合、それだけの一定額を負担してでも、ここに加入したい、利用したいという方

と、いいわという方も中には見えるかもしれない、携帯でいいわというふう
に言われる方もいるかもしれないんですけど、課税世帯だから緊急事態が起
きないということではないので、この辺のところについては改めて再検討し
てほしいというふうに思います。

前は、かなりの金額だったけれども、払えば対象になったと思うんだけど、
今は全く対象になっていないんですか。

○高齢者生きがい課長 課税世帯に関しましては、先ほど申しあげました対
象者に限るということでございます。

○森委員 また別の機会にでも申し上げたいと思います。

もう一点、この見守り協定事業者、この中に新聞販売店が入っていないん
だけど、新聞販売店はどういうふうになっていますか。

○高齢者生きがい課長 163ページの高齢者見守り事業の中の事業実績の中
の表でございますが、ここに区分の中に郵便となっております。こちらでご
ざいますが、ここの中に郵便配達、配達ということで、ここに新聞業者も含
まれているという表となっております。郵便が1事業者、そのほかの16業者
は新聞配達業者ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○森委員 それはやっぱり、新聞販売店は新聞販売店と書いてもらわんと。
むしろ、私も何回か聞いているんだけど、新聞がとっていないからというこ
とで通報があって早期発見に結びついた場合と、実は中には亡くなっていた
という例と、ここが一番多いような気がするんですよ、ほかよりも。例えば
金融機関なんかは、むしろそういうことよりも、オレオレ詐欺みたいな、あ
あいう場合の発見ということにもなるかと思うんですけど。わかりましたけ
ど、この辺は次回から直してください。

○高齢者生きがい課長 こちらの表の表記につきましては、また検討をさせ
ていただきます。次回から、郵便配達業を別区分として表記させていただく
表に変更させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員 こういった今、595件の緊急通報装置が。これに関して、消防
に対して昨年度で大体どれぐらいの出動があったのかということをお尋ねし
たいんですけど。利用されたという言い方は悪いけど。

- 森委員 通報があって、そのうちの何件が出動したか。
- 鈴木委員 出動したというかな、その実態がわかれば。
- 高齢者生きがい課長 申しわけございません、今、詳細な資料が手元にご
ざいませので、後ほど答弁させていただきます。
- 鈴木委員 それから、今、595件というのは非課税世帯も含めて、それか
ら昨年度でいうと緊急通報のほうで入のほうで91ページに10万8,780円とい
う、これは恐らく非課税世帯じゃないと思うんですね。実費徴収が伴うとこ
ろでの設置だったり、これがまず何件あったかということと、それから全体
的に595件のうち、実費徴収で設置された、それがどのような割合になって
いるか。
- 高齢者生きがい課長 先ほど申し上げました595件のうち、実費を負担し
ていただいている方が16名でございます。
- 鈴木委員 50万8,780円の実費徴収の収入の内訳を教えてください。
- 高齢者生きがい課長 平成29年の決算で、4万6,620円の内訳が延べ147月
分ということでございます。740円掛ける延べ147月という計算でございます。
これは、入院等で利用されなくなった方が抜ける、あるいは新たな方が加入
されるという出入りがございますので、何人という数字ではなく、利用され
た月数で147月ということでございます。
- 鈴木委員 緊急通報については、それでよろしいです。
関連して、ちょうど高齢者見守り事業の中で、独居の中に見守り協定事業
者の提携ということが、これは前向きにされて、今、58のところと提携を結
ばれて見守っているということなんです、こういったことについてどれぐ
らいの一つの通報というかあったのか、それだけ参考のためにお聞きしてお
きたいんですが。実際にどれぐらい機能しているかということについて、情
報提供。
- 高齢者生きがい課長 申しわけございません、現在詳細な資料を持ち合わ
せておりませので、覚えている範囲内となりますが、事例につきましては、
対象となる事例が、発見される人数はまちまちでございまして、中には昨年
度、新聞配達業者から、新聞受けに新聞がたまっているというような連絡
が入り、現場に駆けつけたというような事例はございました。

○鈴木委員　　そういうことで、まだこれから今後、そういったことを含めて、せっかくこうやって協力してもらっていますので、こういったことも一応、こういうシステムというか、そういった提携を結んだことはいいんですけど、それが機能するように、それは1年に1回なのか、何年かわかりませんが、お願い事も含めて、そういうチェックするポイントですとか、当然、今、新聞であれば新聞がたまっておるだとか、いろんな見るポイントはきっとあると思いますので、そういったことも含めて、私の知る限りでも放置されておる御年配の方が結構おったということも聞いておりますので、それがこういうところとどのように結びついていったかわかりませんが、そういったことも含めて、こういった提携を結ばれた先と少し情報交換、あるいは協議というか確認をしていくということで、これは要望としてお願いしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高齢者生きがい課長　　現在のところ、この58団体の事業者の方に、年に1回ではございますが、集まっていたの連絡会、情報交換等という場を設けております。昨年におきましてはこちらからの、先ほどの御質問にありましたような、実際に見守り協定事業者の方から連絡いただいた事例の紹介でしたりとかをしながら、グループに分かれていただいて、こういった形で今活動をしていただいているかというようなグループワークをしていただくというような場も設けて実施をしているという状況でございます。

○鈴木委員　　ちょっとお言葉を返すようですが、さっきの報告を聞いていて、これはいつから開始された提携かわかりませんが、数えるほどしかないのは、結構な話なのか、本当はあったけれどもという、そのところの見方というのは非常に難しいところなんですけれども、年に数件あるかどうかという話なのかなということだったんですから、そここのところで誤解があれば恐縮なんですけれども。大事に至らなくてもどうだったんでしょうねというような通報がもう少しあってもいいんじゃないのかなというのが私どもから見ると、58団体もあってそんなものなのかなという気がしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　　要望ということで。

ほかに質疑はございませんか。

○森委員　この報告書ですけど、161ページと162ページに介護施設の整備ということで、161ページでは地域密着型特別養護老人ホームができたということで、162ページのほうは施設整備で補助金を出したということなんですけど、あと今回、対応方策の中に、第7期中に小規模多機能型居宅介護、それから認知症対応型共同生活介護（2ユニット）が開所できるように必要な手続をとっていくということなんですけれど、この見込みは今どうなっていますでしょうか。

○高齢者生きがい課長　161ページは、たんぼぼ鶴の里、島宮にオープンしました地域密着型特別養護老人ホームの建設に関する補助金でございまして、162ページに関しましては、そのたんぼぼ鶴の里、同じ施設に対する整備費の補助金ということでございます。ここの162ページの決算の中に一部、一般財源43万3,000円が含まれておりますのは、前年度の防犯対策強化事業の分の返納ということでございますので、基本的には、161ページ、162ページに関しては、たんぼぼ鶴の里に対する補助事業ということでございます。

それから、第7期、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護の整備に関しましては、現在、公募をかけておりまして募集期間中ということで、締め切りが18日の火曜日という状況でございます。数件、事前に相談等が入ってきておるという状況でございます。

○委員長　よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、決算書の66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち福祉課所管は、わかき園目的外使用料（駐車場）から在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの3件でございます。

なお、福祉課所管として掲載されております学習等供用施設使用料から学

習等供用施設使用料目的外使用料（駐車場）までの4件につきましては、平成30年度から生涯学習課へ所管がえとなっており、これ以降、学習等供用施設関連の決算については生涯学習課が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2枚はねていただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページの中段やや上をお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金を初め4件でございます。

続きまして、中段やや下の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金初め9件でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページの最上段をお願いいたします。

2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金を初め3件でございます。

同じページの上から3段目をお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活保護費補助金を初め3件でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、次の段の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページの下段をお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金初め3件でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの最上段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金を初め7件でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの下段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金、2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

4項1目民生費交付金、1節生活保護費交付金の社会保障生計調査交付金でございます。

2枚はねていただきまして、86ページ、87ページの最上段をお願いいたします。

16款1項2目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

2枚はねていただきまして、90ページ、91ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち、福祉課所管の心身障害者扶助料返納金を初め8件でございます。

2枚はねていただきまして、94ページ、95ページの中段やや上をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の平成28年度分生活保護費県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、福祉課所管の歳出でございます。

174ページ、175ページの上段をお願いいたします。

174ページ、175ページの上段から182ページ、183ページまでが3款1項2目障害者福祉費でございます。

続きまして、190ページ、191ページの上段をお願いいたします。

190ページ、191ページの上段から最下段までが3款1項4目の福祉活動費の福祉課所管分でございます。

続きまして、216ページ、217ページの上段をお願いいたします。

216ページ、217ページの上段から、220ページ、221ページの最上段までが3款3項1目生活保護費でございます。

続きまして、同じページの上から2段目が3款4項1目被災者支援費でございます。

歳出は以上でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 まず、成果報告書でいくと172ページかな、基幹相談支援事業ということで報告が出ていまして、決算書は179ページの下のほうに1,899万1,213円ということで、実際の委託料というのは社協への委託ということでよろしいでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 そのとおりでございます。

○森委員 それと、ここにある福祉相談の延べ相談者数、人数ですけど、これは社協も江南市の窓口で受け付けたものも合わせた数字でよろしいんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらのほうは、市及び社協のほうの関係の相談業務、あらゆる電話等も含めた相談が全て入っております。

○森委員 本会議のときに質疑があって、市が受け付けたのが84件で、社協が1,263件ということだったわけですけど、合わせて1,347件の人数が5,244というふうに見ればいいですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 そのとおりでございます。

○森委員 わかりました。それで、この中で課題の中にうたわれているんですけど、専門の相談員というか、専門性というか、そういう点ではどういう人たちが現実の問題としてこの相談にかかわっていて、どういう研修とか、そういうものが行われているのか、教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 今、障害者の方の相談内容というのは、年々複雑化・多様化しておりまして、非常に専門性の高い相談が多くなってきております。その中で、福祉課職員のほうが対応していくということになりますけれども、今現在、市の機関相談支援センターとして専門職として位置づけておるものは、正規職員ですと1人保健師がでございます。あと残りはパート職員、2人今配置されまして、ことしから1人ふやしていただい

たんですが、社会福祉士とか精神保健福祉士の資格を持った者が対応しております。ただ、どうしてもパート職員の方ですと、時間的な制約とか、困難事例というのはどうしても正規職員が対応する形になってきていますので、そうなりますと、専門職ではないんですが、福祉課の職員の中で順次対応していくという形でやっておる状況でございます。

○森委員　この中には、社協への全面委託ということが今後の方向性として出ているんですけど、それをしてしまっているのかなと。逆に言えば、今言われたように困難事例だとか、実際に相談だけではないものというのも出てきていると思うんですけど、そうすると市の職員の専門性という、今は保健師さんの対応だけですけれども、そういうことで例えば採用だとか、そんなことも必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　採用のほうになりますと、秘書政策課のほうでどこまで考えるかということになりますので採用の関係は控えさせていただきますけれども、今現状としては、先ほど言いましたように3人の体制で行っております。ただ、もともと高い専門スキルのほうを維持していく、もしくは向上していくという話になりますと、研修のほうは受けておりますが、今現状でいうと限界がある部分があります。こちらのほう、もともと機関相談支援センターの機能というのは、相談支援だけではなくて、地域の相談支援体制の関係の強化の取り組みとか権利擁護の関係も兼ね備えるということになりますので、どうしてもそれなりに高い専門スキルが必要になってきます。その中で一つの基幹支援相談という事業を一つの機関で行ったほうがより効果的・効率的ではないかなあとということで、全面的な委託という表現はさせていただいております。まだこちらのほうは社会福祉協議会とも協議のほうは十分なされておりませんので、具体的な方向性としては今後ということになります。仮に全面委託したとしても、福祉課として相談を受ける内容については引き続き相談業務を行うという形をとりますので、全て相談を福祉課の窓口に来たから社協に持っていくとか、そういったことはございませんので、よろしく願いいたします。

○森委員　市民の人は、相談に来るときは、まず市役所の窓口に来るわけで、

余り社協というのは、知っている人は知っているけれども、一般の市民には余り知られていないものだから、市役所に来てきちんとした対応をしていただくということが一番大事なことだと思うので、ここに一定の専門性を持った職員が対応できるようにして欲しいというふうに思います。

それで、あとこの中で、発達支援の関係で保育園とわかき園を回りましたとあるわけなんですけど、指定園の2つの保育園はどうなっているんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 巡回相談のほうになりますけれども、4月から3月、年度にかけて、大体2回から3回ほど実施しておりますが、指定園と言われる布袋北保育園と古知野西保育園についても、巡回相談ということで実施しております。

○森委員 そうすると、これは18になるんじゃないかな。行っていないところがあるの、逆に言うと。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 指定園の場合は1回行ってありますが、指定園じゃない保育園というのは2回行ってありますので、実質は18園プラスわかき園の19園に行っております。

○委員長 どうして17という数字。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 失礼いたしました。平成29年度の日程といたしましては、一応19園全て日程で予定しておりましたが、平成29年度についてはたまたま2園が、先生の都合とか、その辺の関係の都合で2園行けていない園があるということでございます。

○森委員 わかりました。保育園の段階で、いろいろ保育士さんたちがしっかりと研修していただくということと同時に、そこで見ていただいているのかどうかというのがよくわかんないんですけど、本当は児童の様子も見ていただいて、早期発見につながるようにしていただければと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○森委員 生活保護の関係なんですけど、この成果報告書でいくと191ページで、廃止の方が66件ありまして、開始が45件ということで、全体に減っているんですが、1つは廃止の中には亡くなられて廃止したとか、仕事が決まって働くようになって廃止したとかあると思うんで、その辺の事情をまず説

明してください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 廃止は66世帯ございます。そのうち29世帯が死亡という形で廃止をされております。次に多いのが収入の増加ですね、その関係で6世帯ございます。その他、社会保障給付金という、年金が新しくもらえるようになったとか、そういった方のケースが大体多くを占めております。

○森委員 わかりました。亡くなった方はやむを得ないとして、就労ということでもいいんですけれども、ちょっと気になるのは、139件の相談があって、実際に申請したのが48件で開始が45件ということですから、窓口で相談に来たけれども、全く結びつかずなかったと、申請もできなかったという方が90人ぐらい見えるということです。この辺が非常に気になるところで、相談に来て生活保護を受けられなかったけれども、この人たちのあれは大丈夫なのかという点で、無理な事態が起きていないかということなんですが、その辺はどういうふうにやってみえるのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 今現状は、生活にお困りの方が福祉課のほうに相談に来られた場合は、まず生活実態とか経済状況をお聞きいたしまして、また資産や能力を活用しても、なお生活に困窮するという方につきましては、生活保護制度の説明をいたしまして、申請の意思があるということでありましたら、その場で申請書を記入、もしくは記入の仕方がわからない場合とか、そういった場合は指導しております。ただ、件数だけを見ると、かなり申請件数が少ないもんですから、どうしても追い返しているようなイメージはお持ちかと思えますけれども、大体よく相談があるのは、これぐらいだと生活保護になるのかなとか、実はまだ預貯金もあるよ、土地があるよという形の方については、すぐに申請というわけにいかないもんですから、ほかの社会福祉保障の関係でやりくりでやれば、その関係部署に案内しておる状況でございます。

また、相談業務については、決裁の中で面接記録票を作成して決裁を起しておりますので、実際にこれが適切かそうでなかったかという判断については、随時確認をしておる状況でございます。

○森委員 結構あるのが、土地があるよとか、家が自分のものだよとかいう

形で、それを処分しないとだめだよと言われて、なかなかそれは突然の話では難しい話なので、そういう場合でも一定の相談の中で解決できるような、そういう対応をしていただけないかなと思うんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　原則、資産の活用というのが大事なものですから、売却するという指導はしております。ただ、現状として名義が例えば古い亡くなった方の名義とか、そういった場合ですと、売るとか売らないとか手続もできないような状況であったり、どうしても生活に困って何ともならないような状況であれば、それは原則、相談の中で受け付けたりする状況はありますので、資産を持っているから全くだめだよという指導はしておりませんので、お願いいたします。

○森委員　最後、この問題。

窓口相談を対応されている方が、ケースワーカーが何人いて、1人当たりの件数は何件になるんでしょう。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　今、生活保護を担当しておるグループ、社会福祉グループになりますけれども、査察指導員が1名と5名のケースワーカーが担当しております。現状、平成29年度末ですと437世帯になりますので、現状でいうと1人87世帯という形になります。

○森委員　実質は80人以下ということになるかと思うんです。とにかく愛知県は1人当たりの件数が非常に多いということなんです。だから、そういう点でも一人一人複雑な状況というのが多いと思うので、ぜひこの辺のところも見ていただければなと思います。

もう一点は、こうしたケースワーカーに対する研修というのはどういうふうにされているんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　研修につきましては、年に1回になりますけれども、県の主催になりますけれども、新人の研修がございます。また、ケースワーカーも含めて査察指導員の研修もございます。ただ、状況的には、外の研修というよりも内部研修のほうを充実しておりますので、中のグループ内の連携の中でいろいろな相談をしたりとか、困難なケースがございましたら、ケース診断会議というのを開きまして、課長以下で会議を随時、月1回、2回程度行いますので、その中で情報共有したり検討して、で

きる限り能力アップに努めてまいりたいと考えております。

○森委員 よろしく申し上げます。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 39 分 休 憩

午後 2 時 55 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康づくり課所管について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明させていただきます。

決算書の70ページ、71ページ中段をお願いいたします。

12款 2 項 3 目 1 節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入を初め5項目でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページ下段をお願いいたします。

13款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

2枚はねていただきまして、76ページ、77ページ上段をお願いいたします。

13款 4 項 3 目 1 節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページ上段をお願いいたします。

14款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、同ページの最下段をお願いいたします。

14款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金を初め4項目でございます。

恐れ入りますが、少し飛ばしまして、88ページ、89ページ下段をお願いいたします。

19款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページ中段をお願いいたします。

11節雑入でございます。備考欄のほうは91ページ下から8行目、健康づくり課所管の養育医療費負担金を初め3項目でございます。

2枚はねていただきまして、94ページ、95ページ中段をお願いいたします。

19款5項3目1節過年度収入、備考欄、健康づくり課所管の平成28年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金を初め2項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の220ページ、221ページをお願いいたします。

中段の4款1項保健衛生費、1目健康づくり費、221ページの備考欄下段、健康管理事業から231ページの保健センター維持管理事業までの全17事業で233ページまでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 私、よくわからないんですけど、225ページのこうなん健康マイレージ事業というのがある。自分の健康のためにいいことしたという場合には、みずからスタンプか何かを押してということなんですけど、実際にどのくらいの方か参加されているか、まず。

○健康づくり課長兼保健センター所長 主要施策の成果報告書のほうの176ページのほうをごらんください。

こちらに、こうなん健康マイレージの実績が載っております。どれくらいの方がまず参加していますかということですが、参加者数というのは、ごめんなさい、把握ができておりません。実際、40ポイントためるわけですが、40ポイントためて交換にお見えになった方でございますけれども、平成29年度は258名ということでございます。

○森委員 協力店も実際に多いとは言えないんじゃないかなあと。どのくらいの人たちが参加しているのはわからないというのは、スタンプを押すよう

な、これがあちこちで配られているから、何人の人がやっているかわからないという意味ですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 そのとおりでございます。

○森委員 わかりました。自主申告なんですよ、これ。自分の健康のためにいいことしましたと。

○健康づくり課長兼保健センター所長 自主申告の部分と、あとイベント参加の部分とございまして、40ポイントのうちイベント参加ポイントというのが必ず1ポイント以上必要となります。人間ドックだとか健診を受けていただきますと2ポイントつきますので、そちらのほうで2ポイントつけていただいて、あとは例えば毎日ラジオ体操に取り組んだだとか、そういった目標を決めていただきまして、達成できたら御自分で達成できたということで日々ポイントをつけていただくという、40ポイントたまりましたら交換に来ていただくというような制度でございます。

○森委員 達成度を誰がどうチェックするのかなというのがいつも疑問に思っているものですから、済みません。

もう一点は、227ページの母子健康管理事業で、健診はいいんですけど、健診した後に、健診に来ない方々への指導だとか、あるいはその中で訪問したほうがいいなということで、子育てのほうにもそういう事業があるんですけど、保健センターのほうでやっている赤ちゃん訪問事業というのはどういう規模で行われているのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 保健センターで行っております赤ちゃん訪問事業にありましては、生後4カ月までの乳児の方をまず対象として訪問しております。4カ月になりますと4カ月健診がありますので、そちらのほうでわかるということですが、まず出生連絡票がありますけれども、そちらのほうをいただいて、ハイリスクじゃなく、第2子以降の出生で、特に保健師だとか助産師の訪問の希望されない方にあつては、民生・児童委員の方に訪問をいただいております。

次に、助産師の訪問というのもあるんですけども、こちらの方が、ハイリスクの方ではなくて、第1子である方、また助産師を希望された方にあつても助産師のほうで訪問しております。あと保健師のほうも訪問いたしてお

りますけれども、こちらの対象というのがハイリスクの該当者、あとは低体重の出生児だとか、あとは出生連絡で保健師の希望があった方、こういった方に対しては保健師のほうで訪問をしておるといような状況でございます。

- 森委員　連絡票が出ない人については民生委員さんが回っていると。それで、出た人については助産師さんや保健師さんが回っているということ。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　基本的に連絡票というのは出しているだけなんですけれども、万が一出ないような場合は、出生届がございしますので、そちらのほうで把握して、全赤ちゃんのほうを把握しておるような状況でございます。連絡票が出る出ないということではなく、先ほども申し上げましたが、第2子でハイリスクの非該当者かつ特に保健師だとか助産師の訪問を希望されない方について、民生・児童委員の方に訪問をいただいております。
- 森委員　民生委員が訪問した報告というのは何か届くんですか、保健センターのほうに。訪問しましたという。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　そのとおりでございます。
- 森委員　そうすると、生まれてすぐの赤ちゃんは、基本的には全員1回訪問して確認ができるということですか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　最終的には、昨年度の実績ですと確認がとれておりますけれども、この赤ちゃん訪問は4カ月児までを対象としております関係で、最近ですと例えば里帰りをされて、この4カ月を超えて里帰りをされる方、また生まれてそのまま病院のほうに入院をされてみえる赤ちゃんだとかがありますので、実際にこの赤ちゃん訪問で100%達成するというのは困難な状況にあります。
- 森委員　ちなみに、その実績はどういう。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　平成29年度の実績でございますけれども、対象者が730名に対しまして693名、率にいたしますと94.9%の訪問を実施しております。
- 森委員　問題は、その残りの方でね。今言われたように里帰りだとか入院中だとかいう方はいいんですけど、なかなかそれにつかめないという場合に、いろいろと問題が起きている方も見えるわけで、その辺のところはどうされ

ているんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　里帰り先を把握したり、あとは後ほど4カ月健診とかに移行していきます。ですので、そうした森委員さんが御心配されるような訪問できなかつた子に対しても、その後、平成29年度にあつては全員の確認が実施できております。

○森委員　　わかりました。そこのところがすごく今大事で、全国的にもいろいろな問題が起きているものですから、また引き続きよろしくお願ひをしたいと思います。

もう一つ、特定健康診査についてなんですけれども、成果報告書の174ページかな。違う、これはがん検診ですね。特定健康診査というのは国保のほうでやるわけですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　そのとおりでございます。

○森委員　　それで、このがん検診の受診者の前に対象者数をどう見るかなんですけれど、174ページのでいきますと、一番右が平成29年度の対象者数で、一定の計算式でもって出しましたと。その次が全人口対象者数ですね、これは40歳以上の人口ということになるわけなんですけど、まずこの一番右の3万2,310人の出し方は、計算式があると書いてあるんですけど、どういう形で対象者を。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　まず、平成29年度より国のほうから通知がございまして、平成29年度以降は、全対象人口を分母にしないよということになりました。平成28年度までは、こちらにございまして一定の計算式でもって対象人口を定めていたというところで、3カ年の比較ができるように平成29年度にあつては参考といたしまして、従来の考え方と同様な対象者の表をつくつたものがこちらの表になります。

計算式と申しますと、例えばですけれども、がんの種類によつても計算式というのは違うんですけれども、胃がん、肺がん、大腸がんにあつては、従来、40歳から74歳の国保加入者数に一定の係数を掛けまして、それに75歳以上の人口を加えたものを対象者としておりました。ただし、見ていただきますと一番下の前立腺がんにおきましては、従来より全対象人口を対象者としておつた関係で、平成29年度の全人口と計算式ありの対象者がイコールにな

っているというような状況でございます。

○森委員　そうすると、これからは全人口を対象にするということなんですけど、もし今言われたように他の保険に入っている方は、それぞれの保険者のほうで行う健康診査を受けるということに……、ならないんだ。これは健康診査じゃないから。それでも、例えば江南市の市役所でもがん検診も、胃がん検診なんかはやるわけですよ。肺がんもやりますよね。そうすると、全人口を対象にしても、実際の受診率は正確には出ないんじゃないですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　森委員さん御指摘のとおりでございます。分母にありましては、先ほどお話ししたとおりなんですけれども、分子におきましては、要は分子というのは受診者の数ですけれども、こちらは市のあくまで保健センターの検診を行った数のみでございます。保険者で行われたがん検診の数字というのは把握しておりませんので、国保を含めて社保のほうのがん検診の数字というのは、こちらの受診者の数には入っておりません。

○森委員　何か正確なあれは出てこないんじゃないかなというふうに思うんです。それはそれとして、この中で、前の成果報告書でいくと、こういうがん検診をやった結果、どれだけの要検査、精密検査が必要とか、いろいろな結果が出ていたんですけど、これでいくと具体的にそういうものがないものだから、検診をもっと積極的に受けてくださいよという、その辺の資料が一つ不足だなあと思うんですけど、これは難しいですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それぞれのがん検診におきまして、要精密検査の数のほうを御報告させていただきますけれども、平成29年度、胃がん検診におきましては、要精密検査者数は205名でございます。次に、順番が子宮頸がん検診でございますが27名です。肺がん検診は145名、乳がん検診ですが、マンモグラフィーが……。

ごめんなさい、今申し上げたのは全て平成28年度でございましたので、済みません。

もう一度、済みません。胃がん検診でございますが、要精密検査が、268名です。子宮頸がんが27名、肺がんが190名、次に乳がんの超音波が6名、マンモグラフィーが117名、大腸がんが610名、前立腺がんが161名でござい

ます。

○森委員　だから、1割近い数に上っているところもあって、この精密検査が必ずがんに結びついているということではなくて、精密検査の結果、大丈夫だったという方のほうが実質的には多いんだと思うんですけど、それでもこれだけの数字が出てくるわけですので。これのさらに追跡はできているんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　先ほど申し上げた順に申し上げますと、胃がん検診の例えば要精検者が268名でしたけれども、それに対して精密検査の受診者は213名、以下同様に子宮頸がんが23名、肺がんが165名、乳がんの超音波が6名、マンモグラフィーが108名、大腸がんが446名、前立腺がんが86名という実績でございました。

○森委員　わかりました。実を言うと、うちもこの前立腺がんで検査をやって、要精密検査で発見されて、本当の初期の段階だったものだから、今は完全に治っているんで、本当に検診が大事なものですから、ぜひまた普及をしっかりと、受診できるようにということで啓発を強めていただきたいというふうに思います。

○鈴木委員　今、森委員さんのほうから細部に聞かれたんですが、この場合、特定健診を受けて、がん検診をよくオプションというか追加で両方受けるということでのデータだとは思いますが、そういうことですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　これはあくまで市のがん検診の実績でございまして、保険者が行う特定健診の際に受けたがん検診のデータというのは、こちらのほうでは把握しておりませんので。

○鈴木委員　そういうことではなしに、国保に加入している人に対して、特定健診の診断票というか、してくださいという通知が来ますよね。それを持って受けにいくと。そのときは、がん検診じゃなくて特定健診だけで済ます人、それからがん検診を追加でやりますというふうに、オプションという言い方なんですかね、そういう格好でのこれはデータということよろしいんでしょうかということ。

○健康づくり課長兼保健センター所長　大変申しわけございませんでした。国保の特定健診でオプションでがん検診を受けた方の数字は入っています。

社会保険で受けられた方の数字は入っていないということでお願いします。

- 鈴木委員　それを前提に聞くんですけど、参考までに、特定健診を受けられた方、全体で通知しますけど、対象者で特定健診を受けられた方はどれぐらい見えるかということと、特定健診を受けられた方で要するにがん検診を受けられたかという割合というかな、内訳がわかれば。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　暫時休憩いたします。

午後 3 時 21 分　休　憩

午後 3 時 22 分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　済みません、今、保険年金課のほうにも確認しましたがけれども、あくまで保険年金課のほうがつかんでいるのは特定健診者のデータをつかんでいるのであって、そのうちがん検診を何割の方が受けておるか、オプションの部分というのは把握ができていないということです。

- 鈴木委員　それが必要なか必要じゃないデータなのかわかりませんが、私はこういうがん検診を上げていくということに関しては、多分種類がたくさんありますので、その分での分析に必要なデータになるんじゃないかなという気がしたものですから、今のような質問をしたんですが、どうなんでしょうか。

- 委員長　暫時休憩いたします。

午後 3 時 24 分　休　憩

午後 3 時 24 分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほどの件は、回答はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

- 福田委員　確認の意味で、231ページの備品購入費でAEDを購入したということ、26万3,760円。それが機種というのは、これの設置場所は保健センターでしょう。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　こちらにあっては、休日急病診療所

のほうに設置してもらおうやつです。

○福田委員　その機種というのは、例えば本庁の南側玄関のところに入っているAEDがあるんですけど、統一はしているのかしていないのか、江南市の購入するAEDの機種。

○健康づくり課長兼保健センター所長　大変申しわけございません。市役所のものと統一がとれているかという部分では、今、即答はできかねますけれども、このときは3公民館と古知野南学童保育所と抱き合わせて入札のほうにかけておりますので、こういったところとは同じものが、このときに納品されております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課所管の決算について御説明をいたします。

最初に、歳入でございます。

決算書の72ページ、73ページをお願いいたします。

中段でございます13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の保険基盤安定負担金でございます。

1枚はねていただきまして、74ページ、75ページの下段でございます13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の基礎年金等事務費委託金を初め2項目でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

下段の14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の保険基盤安定負担金を初め2項目でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金初め6項目と、その下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補

助金初め4項目でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページをお願いいたします。

中段でございます19款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費等徴収金初め10項目でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち、保険年金課所管の愛知県国民健康保険団体連合会国保保健事業費助成金を初め3項目でございます。

少し飛んでいただきまして、94ページ、95ページの中段やや上をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、保険年金課所管の平成28年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

184ページ、185ページをお願いいたします。

上段、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から190ページ、191ページ上段の年金相談事業までの15事業でございます。

次に、214ページ、215ページをお願いいたします。

中段でございます3款2項2目医療助成費の備考欄でございます福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　先ほどの議論の続きになるんですけど、185ページで、特定健診の受診者が7,219人で、ほかはともかくとして、胃がん検診はほとんどの医療機関が一体で受けられるんですよ、もちろんお金はかかるんだけど。普通の、厚生病院なんかに行かなくても、開業医さんのところで受けられるんです。その割に、先ほどの実績からいくと3,500ですので、半分近い人しか受けていないということなんです。その辺のところは何かつかんでみえるのか。もっと積極的に呼びかけるとか、そういうことというのはしていないんですかね。

○保険年金課長　特定健診の事業といたしましては保険者のほうで実施して

おりますけれども、同時に医療機関のほうで、がん検診をオプションでつけることはできるように聞いておりますが、がん検診のほうは保険者の事業ではございませんことから、保険者として推奨していることもないというところがございますので、実際にどれぐらいの受診者があわせてがん検診を選ばれたというの把握してございません。

- 森委員　確かに直接的には把握できないけれども、こういう形で数字としては出てくるわけですから、より積極的に、これを全部やると実際はかなり高額になるものですから、大変なことは大変なんですけれども、どうして受けないのかなという理由の中に経済的なものがあるのか、それ以外に、とりあえずこれだけ受けておこうという形で受けてみえるのか、その辺のところもう少し積極的につかんでいってもらえるといいかなあというふうに要望だけしておきます。

それで、もう一つわからないのは、後期高齢者の場合、人間ドックはあるんですけど、特定健康診査はどういうふうになっているのでしょうか。

- 保険年金課長　後期高齢者の方につきましては、健康診査という形で受診していただくという形になります。

- 森委員　後期高齢者の人間ドックについては、190ページかな、あるんです、その結果が。ただ、特定健診については何も報告がないものだから、どうなっているかなと、どのぐらいの受診なのかなと。

- 保険年金課長　主要施策にはございませんが、予算上は計上しておりますことから、受診率等は把握してございます。

ちなみに、平成29年度の受診率で申し上げますと、ドックを含む数字でございますが、50.21%でございます。なお、県内の平均のほうは35.91%でございます。

- 森委員　わかりました。比較的高い率で受けていただいているので、できれば、せつかくですから、この人間ドックのところをもう少し上手に使って、特定健康診査についての受診状況も載せていただければと思います。

- 委員長　ほか質疑はありませんか。

- 森委員　186ページと187ページに、子どもの医療費助成制度、それから福祉医療について出ていまして、子どもの医療費助成については本会議で指摘

がありましたので、この内容についてあれなんですけど、この一番下なんですけど、医療費の増加が予測されるという中で、高齢者医療についてはジェネリックの使用ということが直接薬剤師さんなんかからは勧められるんですけど、子どもの医療費などについてはどうなのかなあということが一つあるんですけども、そういうことは直接的には余り推奨はされていないんじゃないかな。

○保険年金課長 医療費適正化の中でジェネリック医薬品の推奨でございますけれども、まず保険者それぞれで勧奨をしているところが一つのベースでございますが、福祉医療といたしましても、保険年金課から送付する封筒などに適正受診、ジェネリック医薬品の使用等を啓発した印刷物を使用しておりますり、そういった形で勧奨をいたしております。

○森委員 ぜひそういう点でも、医療費の抑制というふうにしていただきたいと思います。

子どもの医療費助成で、実際の国の制度、県の制度、県はどこまでこの中で助成制度を持っているのか、国はどうか、少し確認をしておきたいんです。

○保険年金課長 ※国の制度でございますけれども、入院・通院ともに未就学児までという形でございます。県につきましては、入院につきましては中学生までと、通院につきましてはそのままでございます。

○森委員 未就学児。

○保険年金課長 はい。

〔発言する者あり〕

○保険年金課長 失礼いたしました。国の制度のほうは助成は全くなしでございます。県費として未就学児は通院まで、入院につきましては中学3年生ということでございます。

○森委員 所得制限を県のほうが進めようとしているものですから、これに対してはやめるようにということでの意思表示をしてほしいし、むしろ未就学児から小学生まで、あるいは中学3年生まで拡大するというところで声を上げてほしいと思います。終わります。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで高齢者生きがい課の訂

※ 後刻訂正発言あり

正になるんですかね。補足ですね。

○健康福祉部長 濟みません、先ほど高齢者生きがい課の中で答弁保留となっております事項につきまして、課長のほうから報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 2点ございます。

まず1点目、見守り協力事業者による見守りの通報件数の実績でございますが、見守り協定事業者の連絡会を昨年明けの2月に実施しました。その折の資料でございますので平成29年11月末現在での数字となりますが、通報いただいた件数が全部で84件、その中、内訳を順番に申し上げますと、民生委員さんから37件、弁当業者から9件、近隣・知人から15件、医療機関・医療関係から1件、新聞・金融機関から5件、施設・住宅関係から10件、飲食店などが7件という内訳でございます。この通報件数の通報もとの中には、見守り事業所58事業所以外の民生委員さんも含めての全ての通報件数という数字となっております。

もう一点、緊急通報システムによる緊急通報の実績通報件数でございます。平成29年度の緊急通報の通報件数が年間90件でございました。そのほかもろもろの相談通報が150件という状況でございました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○森委員 90件は、この中で救急出動したのは90件ということですか。

○高齢者生きがい課長 90件のうち、救急車が出動した件数は77件でございます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課の所管について該当ページを説明させていただきます。

初めに、歳入といたしまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

68ページ中段、12款1項7目教育使用料、1節小学校使用料、2節中学校使用料、4節保健体育使用料は、小・中学校及び給食センターの目的外使用料でございます。

74ページをお願いいたします。

74ページ中段、13款2項4目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は幼稚園就園奨励費補助金、2節小学校費補助金は要保護児童就学援助費補助金ほか4項目、3節中学校費補助金は要保護生徒就学援助費補助金ほか4項目でございます。

続いて、76ページをお願いいたします。

76ページ中段でございます。中段やや下、13款4項5目教育費交付金、1節小学校費交付金は学校施設環境改善交付金でございます。

80ページをお願いします。

80ページ中段、14款2項7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金は放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

82ページ上段、14款3項6目教育費委託金、1節教育総務費委託金はキャリアスクールプロジェクト事業委託金ほか2項目でございます。

続きまして、84ページをお願いします。

84ページ中段でございます。15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち教育課分は、横田教育文化事業基金利子ほか1項目でございます。

続きまして、86ページをお願いいたします。

86ページ中段、17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち教育課分は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2項目でございます。

続いて、90ページをお願いいたします。

上段、19款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は学校給食の徴収金でございます。

続いて、92ページをお願いいたします。

92ページ下段、19款5項2目雑入、11節雑入のうち教育課分は、小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか6項目でございます。

続いて、94ページをお願いいたします。

94ページ下段、20款1項4目教育債、2節小学校債は、古知野南小学校の便所改造事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきますので、少し飛びます。312ページをお願いいたします。

上段からが教育費でございます。

初めに、312ページ上段から、10款1項1目教育支援費でございます。

317ページをお願いいたします。

317ページの最上段、幼稚園就園奨励費補助事業と、その2つ下、幼稚園補助事業は平成30年度から保育課の事業となっています。

続きまして、318ページをお願いいたします。

318ページ中段から、10款1項2目教育環境費でございます。

325ページをお願いいたします。

325ページ最上段、放課後子どもプラン事業はこども政策課、そしてその中段以降でございますが、青少年問題協議会事業から327ページの上段の青少年教育事業までは生涯学習課の事業となっています。

続いて、326ページをお願いいたします。

326ページ中段から、10款2項1目小学校費でございます。

続きまして、334ページをお願いいたします。

334ページ下段から、10款3項1目中学校費でございます。

そして、少しまた飛びますが、366ページをお願いいたします。

366ページ下段からが、10款5項2目学校給食費でございます。

以上が教育課のものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　最初、成果報告書の281ページで、土曜塾、未来塾の報告が出ているんですけども、さっと見たところによると、出席率というのが、小学校全体では75%ぐらいかな。こども未来塾、子供とつけるんですかね、中学生でも58%ぐらいかな。実際にどういう出席状況なのか。最初に来た子たちが最後まで1年間学べているのかどうかということで聞きたいんですけど。

○教育課長　こども土曜塾・未来塾共通してのことでございますけれど、年度当初などに申し込みをもらって入塾者が決定いたします。入塾者が決定しますと、月2回の土曜日が実施日となっておりますが、都合が悪い場合には欠席されるお子さんもいらっしゃるようです。年間を通してですが、基本的

には最初に入塾をされた子供さんが最後まで出席されることになりませんが、欠席の多いお子さんについては、ごくまれですが、そのまま退塾されることもございます。

○森委員　それがどのくらいの率になるのかなということ。特に中学生の場合には1カ所でしかやっていないので、かなり遠くからここまで来るということでは大変かなあと思うんです。もしこの51人の各学校別の数がわかるといいかなと思うんですが、どうでしょう。

○教育課長　こども未来塾、中学生の学校別の入塾者の内訳でございますが、古知野中学校の入塾者が14名、布袋中学校が11名、宮田中学校が7名、北部中学校が9名、西部中学校が10名の、以上で51名となっています。

○森委員　そうむちゃくちゃ地域差があるようには思えないんですけど、できればもう少し、2カ所ぐらいにして、近くでやっていただけると、その分、先生方の配置が大変かと思うんですけど、一人一人の理解度がかなりの差があるので、一人一人マンパワーでやらないとなかなか難しいという話も実際にやっておられる方から聞いたので、その辺で場所をふやせば、その分、人をふやさなきゃいけないので大変なんですけれども、子供たちが学校へ行って何もわからないで座っているぐらいつらいことはないと思うので、ぜひお願いしたいと思いますし、小学校の場合ですと、これもやれるところとやれないところで7カ所でやっているんですけど、これは10校を全部網羅できているんでしょうか。

○教育課長　この7カ所で10校を網羅しております。おっしゃるとおりでございます。

○森委員　わかりました。

あと、決算書で329ページにコミュニティ・スクールが出ていまして、実際には委員の謝礼という形でしか出ていませんけれども、現在の進捗状況はどういうふうになっているんでしょうか。

○教育課長　平成29年度に古知野西小学校と西部中学校がコミュニティ・スクールとなりました。そして今年度、平成30年度でございますが、古知野北小学校と草井小学校、北部中学校がことしの4月にコミュニティ・スクールになっています。残りの小学校7校と中学校3校につきましては、来年のコ

コミュニティ・スクールとなれるよう、現在、推進委員会という形で準備をして進めてございます。

○森委員　それで、これでもしうまく進んでいくとすると、どのくらいの人たちが今かかわってくれているか、まだもう少し詳しく後で伺わなきゃいけないんですけど。この間、一般質問で、PTAの役員のなり手がいないということだとか、私たちがかかわっていたときのPTAと大分さま変わりしてきてしまって非常に難しいという中で、コミュニティ・スクールがPTAにかかわることはできないのかなど。そういう役割も担えるんじゃないのかなあと思うんですけど、それは違うんですか。

○教育長　学校運営協議会の中には、PTAの代表の方も入っておみえでございます。きょうお見えでありますけれども、尾関議員さんもその一人でございますけれども、それぞれの諸団体ですね、老人会の方だとか、あるいは区長さんが入っていただいたり、いろんな諸団体の代表的な方が運営協議会を組織されていますので、その下にぶら下がっていると言うと変ですけども、それぞれの団体についてはそれぞれ組織化されて活動されておりますので、運営協議会全体で、先ほどの森委員提案のPTA活動ができるかというところ、そこまでは今の段階ではできないのかなあというふうに思いますので。PTAのほうの縮小は可能だと思っておりますけれども、あくまでも運営協議会は学校づくりで、諸団体といいましょうか、いろんな団体の方々が一緒になって学校づくりをしようということでもありますから、PTAだけが特化した形での学校運営協議会というのはちょっと難しいのかなあというふうに思っています。一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、PTAの組織そのものは縮小したりとか、会議を減らしたりとかいうことは、それぞれの学校で工夫していただければ私どもとしてはいいかなあというふうに思っておりますので、やれる範囲でやっていただくようなPTA活動になればなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

さらに、コミュニティ・スクールのことでもちょっと追加ですが、きょうも新聞に載っておりましたが、北部中学校さんが地域の人たちと一緒に災害対策関係で、子供たちも一緒に活動するという取り組みをしておみえでございました。それも一つの学校の特色かなあというふうに思っておりますので、

そういう形で地域と一緒に学校づくりをする、あるいは地域づくりをしていくというようなことでは、今のところ非常にいい方向に向かっているのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 P T Aの活動が形骸化してきてしまっているという中で、こういう問題が出てきているんじゃないかなと思うものですから、またいろいろ工夫をしていかなきゃいけないかなと思います。

本会議で学校図書のことが大分問題というか問題提起がされていたんですけど、私、1つだけ伺っておきたいんですけど、例えば小学校の図書購入費、331ページかな、小学校の図書購入費で699万9,859円ありまして、中学校が341ページで349万9,000円あるんですが、これの配分はどういうふうにしているんでしょうか。各学校への配分。

○教育課長 学校への配分でございますが、単純に均等割ということではなくて、均等割と児童・生徒数割で学校に配分をしております。

○森委員 均等割でどのくらいですか。

○教育課長 今すぐちょっとわかりませんので、また調べて。

○森委員 実際の児童数を見ていると、かなり学校間で、300人というところと800人を超えているところとあるもんだから、その辺で実際に充足率を高めていこうとすると、ある程度そういう人数の配分をやっていかないと難しいかなというふうに思ったものですから、ちょっと聞いたんですけど、もしまたわかれば。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

○森委員 もう一点、去年、支援学級の先生をふやすということで、中学校、特に去年訴えがあったのは宮田中学校だったんですけど、その辺のところは今年度1人ふやしていったということでもいいですね。

○教育課長 昨年度も御要望いただきまして、平成29年度が19人で行いました。それで本年度につきましては2人ふやして21人ということで、中学校のほうへ、今、学校名が出ましたけど、宮田中学校にも特別支援学級等支援員を配置させていただいたという状況でございます。

○中野委員 91ページの給食費の、これは昨年と比べて人数というのはどうですか。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 決算審査意見書に少し記述がございまして、27ページをお願いしたいと思います。

人数ではございませんけれども、金額の推移がわかるものとなっております。平成28年度から平成29年度にかけての差は金額にしまして22万2,463円ということで、横ばいというような形でございます。現年度分に関しましては、少々収入率がアップしているという状況です。

○中野委員 決算書の373ページ、今、学校給食費の口座振替事業、287万9,000円計上してあるんですけど、これは今はどれぐらい口座振替が進んでいるのか、パーセントなのか人数なのかよくわからないんですけども。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 細かい数字はわかりませんが、大多数が口座振替を御利用いただいていると思います。率に関しては、調べるとわかるかと思いますが、少しお時間をいただければと思います。

○委員長 質疑、ほかはありますか。

○森委員 給食費は、今、240円と270円でよかったですか。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 おっしゃるとおりです。小学校と中学校という形。

○森委員 これで実際に運営が賄え切れているんでしょうかね。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 栄養士さんの努力下で、栄養の基準により近いものということで、満足なものを提供できているというふうに考えております。

○森委員 そうすると、まだ当分これでいけるということですね。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 デザートとかちょっと高価なものが出せる頻度というのが年々少なくなっているという認識はございまして、より子供たちが喜ぶものということに関しては、少し考えていかなければいけない時期には来ているかと思います。

○森委員 あと調理員の関係なんですけど、正規の調理員が男女それぞれ何人いて、年齢構成がどういうふうになっているかということ。それから、今、パートの人が何人見えて、男女比でどうなっているかということになりますか。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 南北給食センターがございま

すので、総合計でお答えしたいと思いますますが、まず正規の調理員さんは現在、今、男性6名、女性が8名の14名でございます。それから、パート職員の調理員さんは、男性がゼロです。女性が、在籍ベースで37名お見えでございます。合計しますと、調理員さんは現在、51名の方が在籍をさせていただいております。

○森委員 特に14名の方の年齢構成はどうなっていますか。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長 年齢構成は、平均とかは出せないんですが、かなり高齢化をしているという認識がございます。

具体的に申し上げますと、おおむね50代の方が9名ですね。40代の方が4名、30代の方が1名の14名でございます。

○森委員 この特に50代の方が、50代でも51歳の方と59歳の方では違うわけで、実際に定年を控えておられる方が、近く控えているという方が多いわけで、このままで退職補充をしないでどんどんパートに切りかえていってしまって本当に正常な運営ができるのかどうかということなんです、問題はね。その辺で、とにかく退職補充をしていかないと限界なんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○教育部長 給食センターの正規職員の補充につきましては、これは市の人事の採用の方針でございますので、その辺のところは人事のほうとよく協議をしていきたいと思いますが、今のところ調理員についての新しい採用というのはないという予定で進んでいると思われまして、です。ですので、そちらのほうから、パート職員の採用になるのか、あるいは民営化を検討していくのか、あるいは今つくっております学校給食センターの基本計画、そちらのほうに合わせて考えていきたいと考えております。

○森委員 あと、保育園のほうも実際には限界に今なってきていると思うので、そちらのほうに各1園正規職員をとということでやっていると、本当に私は限界だというふうに思います。全部パートの人で運営していくのかということになってしまうので、ぜひ再考をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審

査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の初めに歳入につきまして御説明させていただきます。

決算書の64ページ、65ページの最下段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。1枚はねていただきまして、67ページ備考欄の最上段、福祉課分のうち、学習等供用施設使用料を初め学習等供用施設に係る4項目は、今年度より生涯学習課が所管しております。

次に、68ページ、69ページの中段やや下をお願いいたします。

12款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料は公民館使用料を初め11項目でございます。

次に、80ページ、81ページの中段やや上をお願いいたします。

14款2項7目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、82ページ、83ページの最下段をお願いいたします。

15款1項1目財産貸付収入、1枚はねていただきまして、84ページ、85ページ最上段をお願いいたします。2節使用料及び賃借料でございます。生涯学習課分は、福祉課分、学習等供用施設自動販売機設置場所貸付収入及び生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入を初め2項目でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。生涯学習課分は、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、86ページ、87ページの中段やや上をお願いいたします。

17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金の生涯学習課分は、江南市国際交流事業基金繰入金を初め3項目でございます。

次に、88ページ、89ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、1枚はねていただきまして、90ページ、91ページ上段をお願いいたします。10節電話料収入、生涯学習課分は、電話使用料（公民館）でございます。

次に、同じページのすぐ下、11節雑入でございます。はねていただきまして、95ページ備考欄の最上段、生涯学習課分は江南市史等売捌収入を初め公民館歴史民俗資料館に係る4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出でございます。

190ページ、191ページ上段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費のうち、はねていただきまして、193ページの備考欄の最上段、学習等供用施設管理運営事業は、先ほど御説明いたしましたとおり、今年度より生涯学習課が所管しております。

少しページが飛びますが、318ページ、319ページの中段をお願いいたします。

10款1項2目教育環境費のうち、はねていただきまして325ページの備考欄の中段、青少年問題協議会事業から、はねていただきまして327ページの備考欄の最上段、青少年教育事業までは、今年度より生涯学習課の所管となります。

少しページが飛びますが、344ページ、345ページの中段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。353ページ備考欄の下段、横田教育文化事業まででございます。

少し戻っていただきまして、347ページの備考欄の中段やや上の高齢者教室事業は、今年度より高齢者生きがい課の所管となります。

また、はねていただきまして、353ページをお願いいたします。

353ページ最下段の男女共同参画推進事業は、今年度より市民サービス課の所管となります。

次に、1枚はねていただきまして、354ページ、355ページの中段やや上から、10款4項2目文化交流費でございます。360ページ、361ページの上段まででございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 森委員 一つ一つ聞いていると時間がかかってしまうので、資料で出していただくとありがたいんですけど、公民館の使用料収入と、それから利用状況の推移、それから学供も今度、生涯学習課ということで今ありましたので、300万6,800円の使用料収入があったということなんですけど、その各学供別の使用料の収入というのを出していただけないかなと思うんですけど、どうでしょうか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 後ほど資料で提出いたします。よろしく願いいたします。
- 森委員 お願いします。あと、アンケートをとっていただいたと思うんですけど、この中で特に公民館だとか学供関係についての意見とかというのは、何かまとめておられるんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 特にちょっとまとめたものがございませんので、よろしくお願いします。
- 森委員 それから、353ページかな、図書館の関係ですけど、図書の整備事業、いわゆる図書購入費がありまして、前のを調べている時間がなかったんですけど、ちょっとこれは減ったんじゃないかなと思うんですが、今までと変わらないんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 平成28年度の図書購入費全体の額ですが、1,091万7,766円でございます。次に、平成29年度でございますが、1,089万7,629円ということで、微減ということになります。
- 森委員 そうすると、今のここでは715万円ですけれども、児童用図書、それから横田教育も含めて、全部合わせても1,000万円にはならないのかな。なるかな。この3つを合わせて見ればいいんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 今の図書整備事業と子ども読書活動推進事業、横田教育文化事業の合計したものでございます。
- 森委員 児童用図書、消耗品と出ていきますけど、これは入らない。
- 生涯学習課長兼少年センター所長 そのとおりでございます。
- 森委員 本来なら児童要図書というのは消耗品扱いになっているんですけど、これも含めて1,000万円というところで、本当に少ない購入費であります。

その中で、今、子ども読書活動費ということで、本会議でもありました。41カ所に配本したということなんですけれども、この中には保育園などのほかに公民館だとか学供の図書室も入っているんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　公民館は入っておりますが、学供につきましては学童保育所がある施設のみでございます。

○森委員　今、図書館基本計画を策定中なんですけど、この前、議会との意見交換会の際にも図書館の問題がいろいろ議論になって、その中で市民の方からも、身近なところに図書館が欲しいというか、もっと身近なところを活用して、大きな図書館をつくるよりも身近なところというような御意見もありました。大きな図書館というか、10万都市にふさわしい図書館をつかっていくということは必要なことだと思うんですけれども、同時に身近なところで受け取れる、見ることができるということからすると、公民館の図書の活用、それから学供もせっきく図書室があるものですから、そこには常駐した職員の方もいるものですから、ここをきちんと分館としての位置づけをしっかりと配本もやっていくということが何とかできないかと思うんですけど、どうですか。

○教育部長　今回の図書館の基本計画をつくっていく中で、布袋東のほうの複合施設の中に今の図書館を移転すると。それに伴って、それ以外の、例えば北のほうだとか、そういったところの図書の機能はどうするんだというようなことは策定委員会の中で今議論されているところでございます。その中で、既存の施設を使った図書館ということではなく図書室、あるいは図書機能を持たせた、そういったスペースをどういうふうに考えていくかというのは、今、策定委員会の中でも議論しているところでございますので、よろしくをお願いします。

○森委員　ぜひそういう方向で、もっと有効に活用していただきたいと。せっきくの公民館や学供の図書室ですので、お願いします。

○委員長　ほかありますか。

○中野委員　347ページの成人の集いの開催補助金100万円、これは内容、内訳というのはどんな感じなんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　成人の集いにつきましては実行委員会

形式で行っておりまして、今の補助金以外にも企業からの協賛金であるとかということがありますので、どれに何を充てているかといのは、ちょっとそこまでは把握をしておりません。

○中野委員　これはずうっと100万円負担しているんですか。ごめんなさい、ずっと経緯を見ていないんでわからないんですけれども、毎年100万円負担している形ですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　いつから100万円というのはわかりませんが、近年はずっと100万円で補助金を出しております。

○中野委員　今、成人の人数も減ってきているんで、今後、推移を変えらるかといのはないんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　成人のほうが20歳から18歳にもなるということですので、今後どのように開催していくのかといのは、検討はしていきたいと考えています。

○委員長　質疑、ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、ここで教育課の答弁、補足があります。

○教育課長　先ほど保留をさせていただきました図書の小・中学校への配分の割合でございますが、先ほどお話ししましたのは、均等割と児童・生徒数割というお話をしましたが、加えて充足率割というものがございます。均等割が60%、児童・生徒数割が30%、充足率割というのが10%の割合で配分してございます。

充足率割というのが、実際学校にある蔵書数と、国で定められています図書標準、何クラスに対して何冊の本が必要だよというのが決められておりまして、その比較の割合でもって、さらに配分額を定めているというものでございます。

○教育課統括幹兼南部学校給食センター所長　先ほどの滞納者数と、それから口座振替の利用の率なんですけど、済みません、ことしの今現在の数字で御勘弁いただけますでしょうか。滞納者数は9月12日現在で309人、児童・生徒数です。それから、世帯数でいいますと220世帯ということでございます。

それから、口座振替の利用率でございますが、8,312人に対して8,195人ということで、98.59%の方が口座振替を御利用いただいているという状況でございます。

○委員長 ありがとうございます。以上、教育課の補足を行っていただきました。

続いて、スポーツ推進課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課所管の歳入につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の68ページ、69ページ最上段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料、生涯学習課分の蘇南公園テニスコート使用料を初め4項目でございます。

次に、同じページの最下段をお願いいたします。

12款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料、生涯学習課分の市民体育会館使用料を初め、1枚はねていただきまして、71ページ最上段までの9項目でございます。

次に、74ページ、75ページの中段やや下をお願いいたします。

13款2項4目教育費国庫補助金、4節保健体育費補助金、生涯学習課分の防衛施設周辺対策事業補助金でございます。

次に、94ページ、95ページの最上段をお願いいたします。

19款5項2目11節雑入、生涯学習課分の電気使用料実費徴収金を初め2項目と、市民体育会館コピー等実費徴収金初め5項目でございます。

次に、同じページの下段、20款1項4目1節保健体育債の新体育館建設事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、スポーツ推進課所管の歳出を説明させていただきます。

286ページ、287ページの下段をお願いいたします。

8款4項4目都市公園テニスコート費の体育施設等維持管理事業でございます。

少し飛びますが、360ページ、361ページの上段をお願いいたします。

10款5項1目体育費のスポーツ教室開催事業を初め、少しページが飛びますが、366ページ、367ページの下段の新体育館建設事業まででございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

補足説明はございません。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　こちら先ほどの生涯学習課と同じように、体育施設の使用料収入の明細だとか、あと夜間グラウンドの使用料の明細を出していただけますでしょうか、資料として。蘇南公園、緑地公園。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　それでは、後ほど資料としてお渡しさせていただきます。

○森委員　あと、コミュニティ・スポーツ祭ですけれども、10校下でやっていると思うんですが、運動会形式でやっているところと、そうでないところと、それからここにコミュニティ・スポーツ祭の委託料があるんですけど、これの委託料の考え方ですね、どういうふうに使っていくのかという、その辺のところ教えていただきたいんですが。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　コミュニティ・スポーツ祭、確かに運動会形式でやってみえる会場と、それから軽スポーツを主にやってみえる会場とそれぞれでございますけれども、このコミュニティ・スポーツ祭の委託料につきましては、それぞれ10校下で均等割と人口割、また人数プラス参加者人数制で勘案をして出してございまして、10校下分の合計が213万7,000円というような形になってございます。

考え方でございますけれども、年によって参加者数が異なるわけではありますけれども、ことしで19年、19回目でございますけれども、引き続き、スポーツ推進員の開催する事業として一定の役割を果たしている事業だと思いますので、これからも継続をしていきたいなという事業でございます。

○森委員　運動会形式をとっているところと軽スポーツを中心にやっているところというのは、数でいいですけど、わかりますか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　まず、運動会形式で行ってみえる地区でございますけれども、古知野南小学校下、それから門弟山小学校下、

それと布袋北小学校下の3カ所でございますが、それ以外の7小学校区につきましては、軽スポーツを主に行っている形で行っております。

○森委員 コミュニティーということでいくと運動会形式がいいかなと思うんですけど、それぞれのところのいろいろ違いはあるんでしょうけど、もうちょっと考え直してほしいなという声がありますので、よろしく願います。

今度、新体育館ができてスタートしたわけなんですけれども、ここを中心にして全市民が参加する生涯スポーツを進めていくということからいくと、前から言っているスポーツ振興計画のようなものがつくられていかなきゃいけないと思うんですけど、なかなかそれが出てこないんですが、どうなっていますでしょうか。

○教育部長 スポーツ振興計画、スポーツ推進計画、こちらのほうは現在、平成7年度に作成したものがございます。そちらのほうは、新しいKTXアリーナに体育館のほうがなりましたので、改めてそちらのほうを見直していきたいと考えておりますが、その作成の仕方につきましては、職員でつくっていくのか、あるいは業者に委託してともにつくっていくのか、その辺のところは今検討中でございますので、よろしく願いたいと思います。

○森委員 職員だけでつくるんじゃなくて、市民参加でみんなの知恵を集めてぜひやってほしいと思いますので、よろしく願います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら願います。

○こども政策課長 こども政策課所管の分について御説明いたします。

決算書の66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料の備考欄、コミュニティ・プール使用料でございます。

2枚はねていただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

12款 2項 2目 民生手数料、2節 児童福祉手数料の子育て支援課のうち、放課後児童健全育成手数料でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

13款 1項 1目 民生費国庫負担金、2節 児童福祉費負担金の備考欄、子育て支援課のうち、児童扶養手当支給費負担金以下3項目でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

13款 2項 2目 民生費国庫補助金、2節 児童福祉費補助金の備考欄、子育て支援課のうち、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金以下2項目でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

13款 4項 2目 民生費交付金、1節 児童福祉費交付金の備考欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

同じページの最下段をお願いいたします。

14款 1項 1目 民生費県負担金、2節 児童福祉費負担金の備考欄、子育て支援課のうち、児童手当費負担金以下2項目でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの下段をお願いいたします。

14款 2項 2目 民生費県補助金、2節 児童福祉費補助金の備考欄、子育て支援課のうち、地域子ども・子育て支援事業費補助金、ひとり親家庭等日常生活支援事業費補助金の2項目でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

14款 2項 7目 教育費県補助金、1節 教育総務費補助金の備考欄、教育課のうち、放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

14款 3項 2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金の備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

2枚はねていただきまして、84ページ、85ページの上段をお願いいたします。

15款 1項 1目 財産貸付収入、2節 使用料及び賃借料の備考欄、子育て支援課分、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページの上段をお願いいたします。

16款 1 項 2 目民生費寄附金、 2 節児童福祉費寄附金の備考欄、 寄附金でございます。

2 枚はねていただきまして、 90ページ、 91ページの中段やや下をお願いいたします。

19款 5 項 2 目11節雑入の備考欄、 子育て支援課のうち、 児童扶養手当返納金でございます。

2 枚はねていただきまして、 94ページ、 95ページの上段をお願いいたします。

19款 5 項 3 目過年度収入、 1 節過年度収入の備考欄、 子育て支援課のうち、 平成28年度分児童手当費国庫負担金精算金初め 3 項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、 こども政策課所管の歳出でございます。

はねていただきまして、 194ページ、 195ページをお願いいたします。

上段、 3 款 2 項 1 目子育て支援費、 備考欄、 人件費等、 中段、 保育管理事業のうち、 下段の乳幼児健康支援一時預かり事業と利用者支援事業、 196ページ、 197ページの上段、 子ども・子育て支援推進事業、 少し飛びますが、 202ページ、 203ページの中段、 ファミリー・サポート・センター事業から 214ページ、 215ページの上段、 母子等福祉推進事業まででございます。

また少し飛んでいただきまして、 286ページ、 287ページ中段の 8 款 4 項 3 目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

少し飛びますが、 324ページ、 325ページの最上段、 10款 1 項 2 目教育環境費のうち、 放課後子どもプラン事業でございます。

歳出は以上でございます。

補足説明はございません。 よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 203ページの子育て支援センターですけど、 成果報告書でいくと 168ページに内容があります。 それで、 今、 3カ所あるわけですけど、 3カ所ごとの利用者数というのはわかりますでしょうか。

○こども政策課長 平成29年度の状況でございます。 親と子で見えた人数で

申し上げますと、第1支援センターが1万5,017名、第2支援センターが6,407名、第3支援センターが1万8,673名、合計で4万97名ということでございます。

○森委員 第1が布袋で、第2が宮田で、第3が短大でいいですね。

○こども政策課長 そのとおりでございます。

○森委員 意外と私、もっと第3に集中しているかと思ったんですけど、第1にもたくさんの方が見えているということなんですけど、もう一カ所、中心部に欲しいという声があるんですけども、その辺についてはどういうふうに応えていきますか。

○こども政策課長 中心部ということでございまして、今、木賀公園の交通児童遊園で実施しておりまして、今後ですけど、また布袋駅東のほうに移動するというようなお話がある中で、そうすると中心部、古知野近辺ですね、さらに遠くなるということがございます。実際にお見えになっている地区別に見ると、古知野地区の方が、第3へ行かれたり、第1に行かれたりというような状況でございますので、またそちらのほうは今後検討していく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員 ぜひお願いいたします。

それでもう一つ、この中で課題として、育児に孤立感を感じている保護者が潜在的にいるということで、これが虐待とか、放棄だとか、そういうところにつながらないように、この支援センターの役割は大きいんですけど、もう一つ、先ほどの赤ちゃん訪問と関連して、決算書の205ページに育児支援家庭訪問事業ということであります。この内容について御説明していただきたいと思うんですけども。

○こども政策課長 家庭訪問、養育支援事業でございますが、こちらのほうは実際の件数で申し上げますと、平成29年度が225件という件数でございまして、参考に前年度の平成28年度が166件ということで増加しております。この225件ということも、1回だけではなく、実際には30世帯に何回か行っただけの合計が225件ということでございまして、電話があつて訪問するというようなこともございますし、あとは先ほどの赤ちゃん訪問とか、そういうような状況から見て、一緒に養育支援家庭訪問ということで同行するというよ

うなことから、その後、何回か養育支援のほうで家庭を訪問しているという
ような状況で、そういった中で実施しているものでございます。

○森委員 当然、保健センターとの連携もとってやっているということだと思
うんですけども、これは非常に大事な役割を果たしていると思うので、
さらに充実をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査を
したいと思いますのですが、お諮りします。

5時過ぎそうですが、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 じゃあ続行します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士 それでは、保育課の所管につきまして御説明させ
ていただきます。

平成29年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の64ページ、65ページをお
願いたします。

最初に、歳入でございます。

中段、11款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、保育所保育料及び広
域入所運営費負担金でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

上段、12款1項2目2節児童福祉使用料のうち、備考欄、子育て支援課、
児童施設目的外使用料3項目でございます。

70ページ、71ページをお願いします。

中段、2項2目1節児童福祉手数料のうち、備考欄、子育て支援課、延長
保育手数料でございます。

72ページ、73ページをお願いします。

中段、13款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄最上段、子ども
のための教育・保育給付費負担金でございます。

はねていただいて、74ページ、75ページをお願いします。

上段、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金及び保育園防音事業関連維持費補助金でございます。

中段、4目1節教育総務費補助金、備考欄、幼稚園就園奨励費補助金でございます。

はねていただいて、76ページ、77ページをお願いします。

上段、4項2目1節児童福祉費交付金、備考欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

下段の14款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

はねていただいて、78ページ、79ページをお願いします。

下段、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子育て支援課、施設型給付費等補助金から第三子保育料無料化等事業費補助金まで4項目と、1つ飛んで子育て支援対策基金事業費補助金でございます。

2枚はねていただいて、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段、4項1目2節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

2枚はねていただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段、17款2項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、子育て支援課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

1枚はねていただき、88ページ、89ページをお願いいたします。

下段、19款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児主食代実費徴収金及び保育園職員徴収金でございます。

1枚はねていただき、90ページ、91ページをお願いします。

中段、11節雑入のうち、備考欄、子育て支援課、児童福祉等実習指導委託費から廃食用油売払収入まで3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

飛んで、194ページ、195ページをお願いします。

上段、3款2項1目子育て支援費、備考欄、人件費等及び保育管理事業のうち、保育管理事業から保育料徴収事業まで。

はねていただき、196ページ、197ページの中段、子ども・子育て支援推進事業のうち特定教育・保育等事業から、202ページ、203ページの上段、保育園職員人材育成事業まででございます。

飛びまして、316ページ、317ページをお願いします。

最上段、10款1項1目教育支援費、私学授業料等支援事業のうち、幼稚園就園奨励費補助事業及び幼稚園補助事業でございます。

補足して説明することはございません。御審査のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　成果報告書の165ページに実施内容ということで、2,372人の入園希望者に対して、入園決定、保育料の決定・徴収を行ったとあるんですけども、この表でいくと1,919人なんです。どうしたことかなと思ったら、次のページに指定管理者のところがあって、指定管理者の人数263人ですね、この263人を足すと2,372人になったんです。非常にこれはわかりにくいので、指定管理園を除くだとか、1,919人は除くだとか、逆に言えば、2,372人のところに指定管理の保育園の子供の数をに入れるだとか、何かちょっと注釈を加えていただけると、さっとわかりますので。

○保育課長兼指導保育士　たまたま指定管の古知野西保育園の人数を足すと、ちょうどこの2,372人になったわけですし、こちらの165ページに記載されてある人数は18園で、途中で入ったり出たり出入りがありますので、それでこういう人数になります。

○森委員　違うの。

○保育課長兼指導保育士　たまたま本当に足すと同じになっただけで、こちらの165ページのほうには18園で古知野西の人数も入っております。3月末の人数が1,919人でございますので、その間に入った子、やめた子もいますので、そうすると延べになってきますので。

○森委員　ちょっとわかりにくいね、そうすると。本当にわかりにくいです。下には、どういう保育をやったかという、一時保育とか、障害児、0歳児保育の中には古知野西とか布袋北も入っているんですよ。なもんだから、実際

にはどうだったのかというのは、そうすると非常にわかりにくいですね。

○保育課長兼指導保育士 森委員の言われるように、もう少しわかりやすい表記にするように検討していきたいと思いますが、そのようにやってまいります。

○森委員 実際に、この予算額そのものも、これを見てえっと思ったんですけど、実際には管理事業という部分の金額で、保育園の保育を実施した直接保育にかかった費用とは違うわけで、あくまでも入園希望者に対する入園決定、保育料の決定・徴収、ここの部分だけの予算なもんだから、来年は保育事業全体がわかるものにつくり変えていただいたほうがいいんじゃないのかなあとしますので、こんな金額で保育園の運営はできていませんので、あれっ何だこれはと思ったんですけど。ここの表はそういう保育園の管理事業という部分の数字なので、ちょっと実態とはそぐわないなあとと思うので、つくり変えていただけるといいかな。

そういう中で、ここの課題の中で、年度途中で待機児童が発生しているということと、もう一つは小規模保育事業の活用ということも書いてあるわけで、この辺のところはどういうふうに考えてみえるんでしょうか。それと待機児童が実際にはどうだったのか。

○保育課長兼指導保育士 まず、待機児童ですが、4月1日時点では待機児童はいないものの、年度途中においては待機児童が発生しております。6月から発生し、8月が一番多く、内訳も申し上げたほうがよろしいですか。

ちょっと戻ります。平成30年の1月入園が最も待機が多く、待機児童は1歳児が2名、ゼロ歳児が14名、合計16名でございます。

なお、参考までに、このときに待機児童を解消するためには、保育士が新たに6名必要な状況でございます。

あとは今回、今年度、認定こども園を整備させていただいたことによって、ゼロ・1・2歳児の受け入れをしていただいたことで、45人の受け入れをしてもらって、そこが待機解消にはなっております。

もう一点の小規模保育事業の活用なんですけど、将来的にはこちらも考えておりまして、江南市子ども・子育て支援事業計画の中では、保育所の利用定員で量の見込みを確保できる見込みで、ゼロから2歳児において保育士の確

保にも努めながらも、現状では難しいというところもありますので、期間中には、平成31年度のこの計画の中ではまだ方策は見込めませんが、地域の特性や乳幼児の定員の充足状況を考慮の上、必要な地区で公募方法により事業実施業者を決定して確保方策として検討してまいります。

○森委員　　今、14人の待機があつて、それと1歳児が2人だから16人あつて、それで6人の保育士さんが必要だということなので、保育室は確保されていても、保育士さんがなかなか手配ができないということのようですので、本当に大変ですけれども、よろしく願いをいたします。

それから、195ページに病児・病後児保育で……。

○委員長　　課が違います。

○森委員　　それではあと、さっき教育課のほうで聞いたんですけど、保育園の16園の給食の調理員さんの配置の状況でいくと、正規とパートさんの割合はどうなる、人数はどうなるか。

○保育課長兼指導保育士　　各園に1名の正職が配置されておまして、そしてプラス3園……。間違えました。ことしのことでした、それは。

平成29年度は、正規職員19人でございます。3保育園が2人体制のところがございます。パートさんは、2週で5日で2人のパートさんでございます。A、Bと呼んでおりますが、そのパートさんが25名。週休代替といって、土曜日に出てもらったときに月曜日にお休みされるときにかわりに来ていただく週休代替の調理員が4園に1人、それから111人以上の園においては加配調理員が配置されまして、そこに6人の加配、それからアレルギー対応といたしまして9名の調理員を配置しております。

○森委員　　そうすると、実働25人ということではないんですね。

○保育課長兼指導保育士　　おっしゃるとおりです。

○森委員　　あとは加配で見えるということで。問題は、たまたま今説明いただいたように、平成29年のときに、平成28年は19人いたのが今は16人ということで、1年に3名も退職されたということですから、来年も退職者がまた出てくるといふことになると、保育園には必ず1人正規の調理員さんがいないとまずいということになると、あっちの給食センターのほうからこちらに配置がえになる可能性もあるわけで、その辺は非常に深刻な状態だと思いま

すので、ぜひその辺も踏まえてやっていただきたいと思います。

○委員長　ほか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、森委員から生涯学習課とスポーツ推進課で使用料収入の関係の資料の提示の希望がありましたが、それがまだなんですが、採決には影響がありますでしょうか。

○森委員　いいです。

○委員長　では、後日資料として御用意いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 15 分　休　憩

午後 5 時 15 分　開　議

○委員長　議案第64号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　ありがとうございます。挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

本日の議題もまだ残っていますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、来週火曜日、18日に再開したいと思います。午前9時半からでお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 5 時 16 分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 尾関 昭